

戦時期の鈴木安蔵の言動

——「ファシズム」批判と「転向」——

竹中佳彦

- はじめに
- 一 生い立ちとその憲法学
 - 二 天皇機関説事件批判
 - 三 デモクラシーの擁護と「ファシズム」批判
 - 四 日中戦争開始前後
 - 五 大東亜共栄圏の肯定
- 結び

はじめに

社会主義圏の激動によって、マルクス・レーニン主義は劣勢を強いられている。それは、日本にも影響を及ぼし、共産主義批判の増大——と社会民主主義者の増大と——を招いている。

日本では、戦前、最も弾圧された日本共産党の徳田球一や

戦時期の鈴木安蔵の言動

志賀義雄らが獄中で非転向を貫き、そのため敗戦後、共産党には反戦と民主化とを担った勢力との正統性が与えられた。したがって共産党が依拠する科学的社会主義¹マルクス主義は、敗戦直後、唯一の体系的な科学として優位を占めた。そして知識人の中には、共産党の非転向をマルクス主義の正しさに直結する者もあり、「転向」した知識人にとって共産党は劣等感の対象であった。日本社会党の社会民主主義路線への転換が遅れているのは、様々な理由を指摘できようが、戦時期に共産党と違って十分に抵抗を貫徹しなかつた無産政党の後継党としてマルクス主義からの逸脱に強い抵抗があることもその一つであろう。

しかし学界や左翼勢力の中でのマルクス主義の影響力の大きさに比して、日本社会全体には反共的な意識が根強い。このような社会では、社会主義国の瓦壊がそのままマルクス主義の全否定の形となつて現れやすい。今こそ、マルクス主義

者を初めて冷静に把握できるときであると同時に、逆に正常な評価を与える最後の機会になりかねない。

鈴木安蔵（一九〇四—一九八三年）は、代表的なマルクス主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主義者であるという理由で忘れられていくことになるのである。けれども彼が敗戦直後、憲法研究会の一員として行った憲法草案の作成を、彼がマルクス主義者だったからというだけで過小に評価し、忘却することはできないだろう。また彼のような社会的非エリートを検討してこそ、権力過程の分析に終始しがちな昨今の研究状況に新しい視野を開きうるように思われる。

本稿は、敗戦までの鈴木言動に焦点を当ててみたい。鈴木については、これまでマルクス主義者、とりわけ彼と直接関わったことのある人物から論じられることが多い、その問題意識も戦前の科学的憲法学の遺産としての鈴木憲法学がどのように形成されていったかにあると言いうことができる。本稿は、そのような問題意識からではなく、マルクス主義者の言論活動の一事例として鈴木を捉えていきたい。したがって彼の体制批判と同時に、彼のいわゆる「転向」の問題も論じていくことにしたい。

鈴木の前・戦中の憲法学の展開を論じつつ、鈴木いわゆる「転向」の問題を論じたのが、渡辺治「ファシズムの時

代と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、鈴木「転向」した時期は一九四一年の太平洋戦争勃発前後と非常に遅いとされる。一九三七年の出版法違反事件で従来立場からの議論の展開が困難になった鈴木は、論壇に復帰する一九四〇年に「憲法を永遠不変な大日本帝国の根本規範として、絶対的に擁護すべきだ」という点から「現実の憲政を批判していったという。したがって鈴木『日本政治の規準』（一九四一年）は、ファシズムに屈伏したのではなく、最後の抵抗であると捉えられる。鈴木「転向」は、その立場さえ放棄されたときに起こったとされる。

そして鈴木は、大政翼賛会の成立によって政党すらも消滅し、その体制が永続するかのようと思われる中で太平洋戦争が始まったため、「社会変革の展望」に「絶望」し、「変革」の「断念」を自分に「納得」させるため、「世界的必然性」を言い出したのではないかという。さらに鈴木憲法学自体の理論上の問題は、第一に、マルクス主義の理解が公式的なものにとどまったこと、第二に、日本の特殊性を「封建性」に求め、それを掘り下げて天皇制や明治憲法を分析できなかったこと、にあるとされている。²⁾

鈴木「転向」の問題を客観的に論じたのは、管見したところ、この渡辺報告だけである。本稿では、様々な議論があることを承知のうえで、「転向」を「権力によって強制された

ためにおこる思想の變化³という定義に戻つて考えてみたい。その結果として本稿は、鈴木⁴の「転向」について渡辺報告と異なる見解を持つ。しかし渡辺報告には教えられる点が多い。ただし本稿は決して鈴木⁴の「転向」の部分だけを取り上げようとすることはできない。

一 生い立ちとその憲法学

1 生い立ち

鈴木安蔵は、鈴木良雄・ルイの子供として、一九〇四年三月三日、福島県相馬郡小高町に生まれた。福島県は、太平洋沿いの「浜通り」——相馬郡を含む——、阿武隈川流域の「中通り」、県西の会津地方に分かれるが、地域差はあまりはつきりしないとされる。この県——特に会津——は、保守的な風土でありながら、白虎隊の記憶を残し、また福島事件で知られるように自由民権の東の牙城でもあった⁴。自由民権に注目した鈴木が、反逆的精神を持ち、それがまた当時の先進的な反体制理論であるマルクス主義への傾倒となつたと見ることも不可能ではなからう。

彼の家は、「その昔昨日迄は己が田よ畑よ山林よと人々に誇り」、「富豪の夢路をたどれるも」、祖父の事業の失敗、父の急

死のために、「今は一変して貧しき人々の群に入」り、「さゝやかなる雑貨を商」つていた。そのため彼は、「自分の双肩は実に我が一家の盛衰を荷ひをるなり」との思いで、勉学に励んだ。その甲斐あつてか、ロシア革命の起こつた一九一七年、彼は、小高小学校高等科一年を修了すると、入試二番の好成績で福島県立相馬中学校に入学した。鈴木は、家庭の期待を一身に背負つていたこともあつて、経歴としてまずは順調な道をたどつたと言えよう。

しかしまた彼の家庭環境が、後のマルクス主義者の素地になつたことも容易に推測できる。もちろん中学時代の彼は、まだマルクス主義を知らなかつた。中学校時代の彼の行動の背景にあつたのは、「キリスト教的ヒューマニズム・正義感」だつた。彼は、両親の影響——父親はプロテスタントだつたが鈴木⁴の生まれる直前に早逝している、とりわけ母親だろう——を受け、中学校入学まで小高町の教会に毎週通い、聖書の勉強もしていた。

中学校時代、鈴木⁴の成績は上位にあり、「相馬中学校はじまつて以来の秀才との折紙を付けられる存在」だつたという。鈴木は、「母を喜ばすため学識を具えた政治家にならうとし」、そのために弁論部に入った。彼は弁論に秀でていたようだ⁵。

また鈴木は、三年のとき、上級生の下級生に対する暴力を、校内からなくすために、「同盟休校」を起こした。この行動は、

弁論部での活躍とともに、「氏（鈴木——引用者）を『治安維持法』の犠牲者にした淵源をなすものであった」とされている。

鈴木は、一九二一年四月、相馬中学校を四年で修了し、第二高等学校文科甲類に進んだ。彼は、「文学青年」であったと同時に、西田幾太郎を読み、さらにウィンデルバント(W. Windelband)やリッケルト(Heinrich Rickert)など新カント学派に熱中してゐた。当時、鈴木は、「校内で『新カント派哲学の鈴木』として名を鳴らされるようになった」とまで言われている。

彼は、中学時代同様、二高入学後すぐ「尚志会弁論部」に入る。二年のとき、彼は、招かれて盛岡中学校へ講演に出かけた。そのとき同席した京都府立第一中学校出身で二高に在籍していた栗原佑（栗原基の子で後の鈴木夫人・俊子の兄）が、神戸の川崎造船所のストライキや労働運動・社会主義運動の展開の話などを講演した。鈴木は、これを聞き、「それまでひたすら西田哲学に没頭していた自分の脳天が一挙に電撃的ショックをうけたような感じであった」という。人間の罪悪はその境遇のためではないかと思うようになった彼は、一九二三年、校友会の機関誌『尚志』に「或寂しき夜の想片」を発表した。しかし鈴木の記事は「あまりに人生、社会を暗く見すぎている」と、『尚志』は頒布を禁止された。⁸ その後の

彼の姿を象徴するような事件であったとも言えるかもしれない。

このような中で、東京帝国大学新人会の菊川忠雄が、一高社会思想研究会の石田英一郎を伴って仙台へ来た。菊川・石田は、鈴木たちに「学生の研究会組織の重要性を説いた。これに刺激された鈴木は、一九二三年秋、栗原ら二十数人と「第二高等学校社会思想研究会」を創立した。鈴木は、栗原の話聞いて、「哲学や文学の世界からみずから脱却せねばならぬ、なんら関心をもたなかつた社会思想、マルクス主義の研究をはたさなければならぬ、という興奮、自覚に苦悶していたとき、両君の来仙は、みずからの進むべき針路を示したものとおもわれ」たと述べている。⁹

かといって、鈴木は、哲学を全く放棄したわけではなかつた。彼によると、「わたくしは、幼稚ながらあれこれ迷路を歩み、より現実的な志向から倫理学を、さらに社会学を志す。……マルクスにおける唯物論、弁証法には、まだまだ敬意を抱く域には達しなかつた」。そこで彼は、一九二四年、「西田幾太郎博士の哲学や米田庄太郎博士の社会学に漠然とした憧憬をいだいてはるばる京都帝大へ入った」。彼は、西田・米田のほか、朝永三十郎、波多野精一、藤井健次郎、深田康算、狩野直喜、小西重直、田辺元などのある京都帝国大学文学部哲学科こそ、「まさに日本における哲学研究のメッカ」と考え

たのである。¹⁰⁾

ところが翌年四月、彼は文学部から経済学部へと転部する。それはなぜだったのか。

彼は入学するや否や、岩田義道、逸見重雄、石田英一郎、山崎雄次、淡徳三郎らによって創立されたばかりの「京都帝國大学社会科学研究会」に入会している。社研でマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリン、プハーリンなどマルクス主義の諸文献に接した鈴木は、新カント主義との矛盾に悩んだ。新カント派の認識から見ると、「弁証法的唯物論などというものは、認識論上最も素朴な『模写説』と時代おくれのヘーゲル学説との奇妙な結合」ではないかと感じたためである。¹¹⁾

だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川如是閑の『現代社会批判』を読み、「人間の完成——それが可能ならば——は、哲学ではなく生物学によって、倫理学ではなく社会学によってこそもたらされるのではないか。とりわけ現代社会の汚辱を一扫しようとするかに見えるマルクス主義なるものこそ、わが魂の救いではないだろうか」と思うようになった。¹²⁾「かうしてリツプスを通じて更にカントを通じて倫理学を研究しようと志した自分は論理的に又個人を主体としてその背景境遇に適切な注意を払はない倫理学にはもはや心をひかれな」くなったというのである。

戦時期の鈴木安蔵の言動

この思いを経済学へ向けさせるのに河上肇が果たした役割は、大きかったと思われる。鈴木は、二高時代から、河上に畏敬の念を抱くようになっていた。河上は、京大社研のために、週に一度、『資本論』の研究会を開いた。鈴木は、「社会に起る犯罪貧困幾多悲惨事は……階級対立の現在社会制度の下にあつては必然に起る、生産手段の独占の下に他の労働民衆を搾取し一切の政治を経済を自ら絶ち少数資本家の利害に奉仕せしめやうとする階級の存する限り之等の悲惨事は避け得ない此事実に氣付いた時始めて自分の思想生活には忘れ得ない大きな転機が起つた。／河上肇氏の『社会問題研究』をその最初から繰り返し読み続けたことは自分に明い前進を示して呉れた」と述べている。¹³⁾

こうして鈴木は、河上に触れるうち、「哲学をやることばかりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会の矛盾を解決するために、「何よりもまず経済学へ、『資本論』へ、そしてプロレタリアートの解放に役立つ理論と実践を」と考えたのである。こう考えた彼は、「一年間真剣に学ばれた哲学科の講義（受講された全科目を一回も休まずに聴かれ且つ受講科目の試験をすべて受けられた——原文）を捨てて、周囲の助言を振り切つて」転部した（彼の母親はこの年の二月に亡くなっている）。ここに、マルクス主義者・鈴木が誕生したと言つてもよいだろう。

経済学部に移した彼は、マルクス主義を研究する一方、京大社研と日本労働組合評議会京都地方評議会とによって一九二五年十一月に創られた「京都無産者教育協会」経営の労働学校や農民組合の講習会などで山川均の書いたパンフレットを用いて講義した。彼は、一八七〇年代の「ロシアにおける『ヴ・ナロード』(『人民の中へ』——原文)のような情熱をもって、講義に励んだ。

しかし一九二六年、鈴木の一生涯を変える大事件が起こる。彼は、社研に加わっていたため、「日本学生社会科学連合会事件(学連事件)」で検挙されたのである。学連事件は、治安維持法が最初に適用された事件である。紙幅の関係上、学連事件の経緯は省略するが、このとき検挙された学生としては、「後年、指導的な共産主義者として弾圧に倒れた岩田義道、野呂栄太郎、学界で大成した石田英一郎、鈴木安蔵、作家として幅の広い活動を続けた後藤寿夫(林房雄)、代議士として戦後の政界に出た実川清之などの人々が含まれていた」。

予審(判事・難波良蔵＝京都地裁)は一月二十六日に始まり、九月十五日に京都地裁の公判に付すという決定が下された。学生たちの容疑は、大田遼一郎ら八名が治安維持法第二条及び出版法第二六条違反、鈴木や栗原佑、野呂などを含む二十九名が治安維持法第二条違反、石田英一郎は不敬罪(刑法第七四条第一項)及び治安維持法第二条違反であった。要

するに団体及び私有財産制の破壊を目的として「協議」したので、三十八人すべてが治安維持法第二条に違反するとされたのである。

公判は、一九二七年四月四日から京都地裁第一号法廷で、所長荒井操が裁判長となつて始まつた。弁護人は無罪を主張したが、五月三十日、裁判所は全員を有罪とした。検事の求刑は、禁錮三年、二年六月、二年、一年六月、一年であつたが、判決は、禁錮一年を最高に十月、八月となつた。鈴木の場合、求刑は禁錮一年六月であつたが、判決は禁錮十月だつた。

この「第一審の判決は、比較的寛大なものとして受けとられ」、京大としても学生を処分することは考えなかつた。しかし学生は即日、控訴し、検察も続いて控訴した。しかも鈴木は、判決後すぐ京都帝大を自主的に退学した。資産はなかつたにせよ、勉学によつて旧制高校、帝国大学という制度的枠組みの中での知的エリートとしての道を歩んでいた鈴木は、この事件によつて、自らその枠組みを離脱したのである。もっとも、彼に両親も資産もなかつたことが、彼の決心を容易にしたかもしれない。

京都地裁の荒井裁判長は、判決言い渡し後、「被告人の多数はすべて頭脳明晰な篤学の学生で将来有望な人のやうに見える偶々マルクス主義を研究し過つてかゝる刑事訴追を受け

たことは気の毒に思ふ」とし、「学問といふものは研究の自由があるといふ觀念の下にこのやうな行動をしたのかも知れないが、然しながら研究の自由もすべて法律の範圍内に於て自由があるのであつて既に法律に觸れる以上許すことは出来ない」と述べたという。だが鈴木は、「マルクス、レーニン主義の研究、その信奉自体が、『国體の變革、私有財産の否認』を目ざす結社、そのためにする行為というやうな論理で処罰されるということは、とうてい予想もされず、また問題にしない不条理と考えざるをえなかつた」と回顧している。

こうして高校・大学時代を通じて哲学ないし經濟学を志してはいたが、憲法には関心を持っていなかった鈴木に憲法学を志させたのが、この事件だったのである。「わたくしは大学時代、憲法については何一つの興味もいだかず、また市村光惠、森口繁治博士らの諸講筵に列したこともない。京都を去つて数年、憲法ないし憲法史に自分の関心を向けしめたものは、強いていうならば、ナイーヴなトルストイアンをも迫害するこの国家は、そもそもどんな性格をもち、いかなる由来を有するのかという懷疑であつた。政治運動、社会運動に適さない自分を見究め、自分に残る道は学問！」というわけだつた。¹⁹以上のように、鈴木は、学連事件の第一審判決とともに京都大学を去つた（一九二九年の控訴審は鈴木に禁錮二年を言い渡し、一九三〇年、上告は棄却されて、鈴木は獄中の人となつ

た）。この事件は、鈴木に憲法学を志させる契機となつた。

2 憲法史・憲法学史研究

さて鈴木は、自己の憲法学の課題を「日本憲法史」「日本憲法学史」「日本憲法論」としたが、三つの領域のうち「日本憲法論」は明確には展開されなかつた。彼の敗戦時までの学問は、専ら大日本帝國憲法の制定とそれ以後の憲法学史の發展との考察に向けられていたと言える。したがつて鈴木憲法学史は、憲法史及び憲法学史の研究に始まると言つても過言ではないだろう。そしてそのような考察こそが、天皇機関説事件に見られるやうな、彼の時勢に対する言動をも形作つていつた。

それでは、鈴木自身は、日本の憲法史あるいは憲法学史をどのように捉えていたのか。ここでは、「日本憲法学史の生誕と發展」という論文から見えておくことにしたい。もつとも、この論文には、自由民権運動についての記述がほとんどない。ただ、彼の明治憲法の制定、穗積八束や美濃部達吉の憲法学史に対する見方は、この論文でも、明確に示されているように思われる。したがつてこれにのみ依拠することに問題が多いことは承知のうえで、以下見ていくことにしたい。

彼は、「日本憲法イデオロギー」が明治十四年の政変前後に生成したと考え、その際に果たした岩倉具実の役割を重視す

る。ここで、「日本憲法イデオロギー」とは日本の「憲法イデオロギー」を指し、「憲法イデオロギー」とは「立憲主義的憲法的関係」の成立によって「ひろく憲法思想ないし憲法論として、やや系統立つた観念体」をいう。²⁰⁾

鈴木は、明治十四年の政変により、大隈重信の主張していた「イギリス的」立憲主義が否定され、「岩倉のプロシア的立憲主義が、わが憲法制度の大方針として確立された」と見る。大日本帝国憲法は、グナイスト(Rudolf von Gneist)とシュタイン(Lorenz von Stein)との影響を受けていると言われるが、彼は、「旧プロシア立憲主義の吸収が、誰れよりも先に、レスレル(ロエスレル(K.F. Hermann Roeder)——引用者)を通してなされ」、「また、後年、伊藤博文が、グナイスト、シュタインを通じてそれを吸収するに際して、岩倉が、これに盲目的に追従せずして、特に、日本固有の国体を、つねに念頭において、取捨選択すべきを力説」した点を強調する。²¹⁾

大隈が下野し、国会開設の詔勅が発せられると、主権論争が起り、①主権在君論、②主権在国家論(主権在君民論)、③主権在民論が戦わされた。鈴木はこれを次のように整理している。

第一の主権在君論は、「憲法は統治者の統治の準則であり、被治者に対する命令なりとする説」であり、「議会は統治者の

官府」と位置づけられ、内閣は「大権内閣」であるべきだとされる。第二の主権在国家論は、「憲法は君民同治を規定せる根本法なりとする説」であり、議会は「君民同治の機関」と位置づけられ、内閣は「政党内閣」であるべきだとされる。

第三の主権在民論は、「憲法は統治者自身遵奉せざるべからざる人民自治の自己規定なりとする民約的憲法概念に」基づき、議会は「国民自身の機関であ」つて、内閣だけでなく、統治者自身も、「国民の委任せる権力を、その委任の範囲において執行する国民の代表者たるに外ならない」とされる。²²⁾

鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエレルの憲法論とは、この「第一説の最も徹底せるものであつた」。岩倉は、欽定憲法や皇室自律主義、プロシア的な立憲主義、統帥権の独立、大権内閣、二院制、制限選挙、議会の同意を得られぬ際の前年度予算の施行などを盛り込んだ「大綱領」「綱領」「意見三通」を提出し、それこそ、「日本憲法イデオロギー」の最初の、且つ最も全幅的な要約であ」つて、「政府の大方針を決定したものである」という。そして「すでに、伊藤博文渡欧の前に、かかる根本的大綱が、理論的に、明治政府によつて把握されてゐたこと」に鈴木は注目する。²³⁾

渡欧した伊藤は、グナイスト、シュタインから教えを受ける。皇室自律主義や統帥権独立、二院制などを確立することは、両者ともに主張したことであつた。グナイストはさらに、

副立法権（獨立命令發布権）を主権者に確保し、「予算外のはゆる責任支出を是認し理由づけた」。そのため鈴木は「シュタインに比して、グナイストの寄与は、はるかに多大であり決定的であつたやう」だとしている。しかし鈴木は、すでにこれらの点は、ロエスレルが示唆していたものであつて、「グナイストの講義なくしても、すべてレスレルの建白教授しえたところであつたかも知れぬ」と述べている。

ところで、グナイストやシュタインは、議会や国民に対して大臣が責任をとることや、官制として枢密院のような組織を設置しない方がよいということ、憲法修正の発議権を議会に与えることなどを伊藤に教授した。しかしこのような内容は、「わが憲法（大日本帝国憲法——引用者）に摂取されるにはいたらなかつた」。こうして鈴木は、プロシアの立憲主義がそのままの形で日本に導入されたのではなく、「日本主義的精神」「国体精神」をそれに加えることによつて、「日本憲法イデオロギー」が生まれたと考えるのである。だが、「日本憲法イデオロギー」が「日本憲法学」となるには、日本主義的な理論家による学説の体系化が必要であり、それを行ったのが穂積八束だつたという。

「日本憲法学」の流れについての鈴木の見方は単純明快である。その流れは、大きく二つに分けられる。第一の流れは、先の主権在君説の系譜に連なるもので、穂積八束から上杉慎

吉へと引き継がれた「正統的歴史学派的——日本主義的——憲法学説」である。第二の流れは、先の第二の主権在國家説の系譜を引くもので、有賀長雄を先駆とし、一木喜徳郎によつて創始され、美濃部達吉によつて大成された「立憲主義的憲法学説」である。

鈴木は、穂積八束を「わが日本憲法学の創始者と」みなす。そしてその著書「憲法大意」を「日本憲法の根柢をなしてある独自の法理を、その制定当事者の意図・精神に基いて、正しく解釈・基礎づけた最初の理論的労作である」と位置づけている。この穂積の学説こそ、「諸立憲主義学者によつて論駁されつつも、なほ今日（一九三四年当時——引用者）まで種々なる領域において支配的」なものである。

穂積は、祖父・重磨及び父・重樹から国学的素養を受け継ぎ、君主主権説に依拠する。それ故、「博士（穂積——引用者）においては、統治権、主権、国権、ことごとく、統一的に、同一の意味に用いられてゐる」。彼の憲法論からは、君主は統治の主体であつて、その統治権は無制限であり、人民は統治される客体と見られる。議会は、君主の國家統治のための機関であつて立法権を持たず、また大臣が責めを負う対象は、人民や議会に対してではなく、君主に対してである。したがつてもし政党による議会政治が行われることになれば、それは国体の変更であるという。

このような穂積の理論は、国体と政体とを分けて捉える。

「国体ハ主権ノ所在ニ由リテ定マリ、政体ハ主権行動ノ形式ニ由リテ分カル」。つまり国体は統治の主体の違いであり、政体は統治の形式の違いである。それは、明治末に美濃部達吉と論争した上杉などにも受け継がれている。上杉によれば、国体とは、統治権者が何人によつて構成されているかの違いを言うのであり、国家の名称の相違ではない。そして政体とは、「統治権タル意志ノ規律及統治権ノ行動ノ為メニ用ケラルル多数ノ人又ハ人ノ団体ノ意志ノ規律ニ外ナラ」ないものである。⁽²⁹⁾

これに対して、立憲主義的学説を展開したが、有賀・一木・美濃部だった。この三者に共通するのは、天皇を国家と捉える穂積とは違つて、天皇を国家最高の機関と見る学説(君主機関説)である。有賀は、憲法発布直後、穂積の第四条解釈を批判した。穂積も有賀も、ドイツやオーストリアの学者の説を取り入れているのだが、鈴木はその違いを、有賀がそれらの学説を直輸入したのに対して、穂積が「日本独自の国体精神に照らして取捨」したことにあると指摘している。

鈴木は、有賀の学説を、議会の権限が制限され、二院制が当然とされ、あるいは三権分立についても「国家机关の分業と見なしてあるにすぎない」などという理由から、「はなはだ『ドイツ』的である」としている。この場合、「ドイツ」的と

は、君主主権的であることを指していると考えられる。とはいえ鈴木は、有賀の著書を、「その『ドイツ』性は克服されてはゐないが、八束博士の日本主義に対しては、立憲主義的対立を包含する」と位置づけている。⁽³⁰⁾

国家に主権があるとする学説は、国家を法人と見る(国家法人説。つまり国家は、単なる個人の意思の集合体ではなく、国家自体が独立した意思を持つ。ただし国家は無形の法人であるため、その意思を決定するのは国家の機関である。そして立憲君主国では、国家の意思決定者は「君主ト議會ノ共同體」である。このような立場からは、穂積らのような国体政体二元論は否定され、政体のみが憲法上の概念として妥当なものとなる。

つまり一木によれば、政体は、「統治権ヲ総攬スル機関ノ區別ニヨルモノト元首ノ組織及ヒ地位ニ基クモノト」がある。しかし主権は国家にあるわけだから、「主権の所在の差による国体の差なるものは、そもそも法理上存在しえないのである」。

美濃部も、統治権の主体は国家だけであつて、君主国であるか民主国であるかは、統治権を行使する機関の相違に関するものであるとする。これを国体の違いと呼ぶべきか、政体の違いと呼ぶべきかについて、美濃部は後者を採用する。国体という言葉が、国家の成り立ち、国柄などのような一般的

用法を持つため、混乱を来す可能性があるからであるという。³⁴⁾

さて、鈴木は憲法学史研究で興味深いのは、穂積による大日本帝国憲法の公定学説作り、一木による穂積学説批判、そして美濃部の立憲主義学説の形成という一連の流れを史的唯物論の立場から捉えている点である。つまり彼は、「一国の憲法イデオロギーないし学説の盛衰を決定するものが窮極においては当該国の客観的社会的状態である」と見ている。

穂積が日本主義的な憲法学説を構築したのは、「当時明治二十年代初期」のわが国には、同時代のドイツ立憲主義を受け入れる客観的地盤がなかった」からだという。大日本帝国憲法発布前後には、軽工業の生産力も、また重工業の生産力も、まだまだ十分でなく、ドイツの工業化に及ばなかった。

「ロシアの絶対王政は、一八五〇年以後、外見的立憲主義へ移行し、殊に産業革命の異常な進展につれて、一八六〇年代からブルジョアジーは急速に成長し、一八七〇年代にいたつて、新ドイツ帝国の建設のうちに表現されたこと、ブルジョア社会の一応の確立を見、それにともなつて、この前後よりイギリス的立憲政治への転化が徐々に進行し」ていた。穂積説が確立されたころの日本は、当時のドイツの状況以前の状態にすぎなかったため、ドイツ的な「外見的立憲主義」の憲法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

こうして鈴木は、穂積説成立の背景について、「日本資本主

義の……ドイツに比してすらもの多大の後進性・脆弱性にあつた」とする。他方、有賀や一木の場合、彼らが学んだ一八八〇年代のドイツとは、ブルジョア社会化されつつあつたドイツであり、イエリネック(Georg Jellinek)を生んだドイツであつた。したがって彼らが、——有賀は「不徹底な立憲主義を内容としつつも——穂積学説と対立する見解を展開したのは当然のことだといふのだ。³⁵⁾

鈴木によれば、一木や美濃部による「正統的歴史学派批判」と立憲主義的憲法学の確立とは、それが、日清戦争前後より、正に政治的成熟を示し、「明治——引用者」三年には、わが国最初の政党内閣たる隈垣内閣を生ぜしめたブルジョアジーの階級的成長の公法学的要約に外ならなかつた³⁶⁾。そして美濃部学説は、原敬による本格的な政党内閣の組織に始まる「憲政の常道」という状況を説明しうるものであるという。

したがって鈴木は次のように述べる。「上杉美濃部両博士の論争における美濃部博士説の学理的優勢は、明治末年までに著しい発展をとげたブルジョアジーの政治勢力を反映するものであり、同時に、美濃部博士説の弱点・折衷的不徹底さは、旧制度的国家主義の依然たる厳存に加へて、すでに独占資本の段階に入りつつあつたわが資本主義独自の復古的國家主義的独占資本的特質に制約されたものであると言はねばならぬ³⁷⁾」。

以上を見ると、日本の資本主義が十分発達していない段階で生まれたのが、穂積八束の理論であり、やがて日本もドイツ並みに発展してきたとき、有賀長雄や一木喜徳郎の学理が現れたと鈴木は考えている。さらに、政党政治の開始と独占資本の形成という状況に適合する憲法理論が美濃部達吉の学説だったと見ているのである。

しかしこの見方には、問題点も含まれていよう。穂積八束がドイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年八月から一八八九年二月までであり、有賀や一木の学んだ時期とそれほど違いはない。もちろん鈴木はこの点につき、「ひとしくドイツ立憲主義ないし旧プロシア立憲主義の学者に学んでも」、穂積は、「根柢深き国学的教化をうけ」ていたため、「爾餘の諸学者とは異なつて、あくまでも、それを批判・取捨したのであつて、決して、直訳的傾倒的攝取はなさなかつた」と述べる³⁹。

だが、鈴木の見方は、生産力の発達と思想の展開とをあまりに直線的に捉えすぎているきらいがあり、なぜ穂積―上杉的な憲法論が再浮上してくるかを説明できないものであつた。したがつて「彼〔鈴木―引用者〕の憲法史叙述の中でもつともつまらないところは、ブルジョアジーの成長と憲法学を単に並列的につなぎ合わせて、憲法制定史の豊かな展開を結局のところブルジョアジーと封建勢力との単純な図式的

な対抗に還元してしまうところであつた³⁹⁾」というような批判も出てくるのである。

ところで、鈴木的美濃部学説に対する位置づけについては、史的唯物論の立場にある鈴木らしい見方であるには違いないが、美濃部説の制約を指摘しながらも、その役割に対するかなりの好意的評価に注意すべきだと思われる。それこそ、天皇機関説事件で鈴木が美濃部を擁護した議論の要にあつたと考えられる。それを次に考察する。

二 天皇機関説事件批判

美濃部達吉の憲法学説に対する攻撃が起こつたとき、これを弁護する議論はあまりなかつた。美濃部の高弟とみなされていた宮沢俊義でさえ、小論を新聞に寄せただけであつた。それに対して、美濃部の学説の制約を指摘していた鈴木が、美濃部を擁護する論説を二つ発表している。

鈴木は、先に述べたように、憲法史・憲法学史の研究に力を入れていた。その中で彼は、上杉慎吉の憲法学説は穂積八束の憲法論を継承したものであると捉える一方、美濃部学説は有賀長雄・一木喜徳郎の法理を引き継ぎ、穂積学説と対立するものと位置づけて、美濃部学説の歴史的意味を明らかにしていた。ところが、天皇機関説問題が議會を中心にして起

こつてくると、鈴木は、むしろ穂積学説と美濃部学説との共通性を強調し、上杉学説の異質性を指摘してみせたのである。

鈴木の見方から見れば、美濃部学説は真に国体と矛盾するものとは思われなかった。彼は、「美濃部博士の憲法論は、もちろん我が国体の尊厳を讚美するものであり、博士自身常に真剣に、その忠君愛国の情を述べてゐる」と述べている。したがつて事件に際して、美濃部の学説が国体を擁護している諸点を列挙するという論じ方もあつたに違いない。

あるいは逆に、美濃部学説が持つ歴史の意義の高さを強調して、例えば、「その（美濃部の天皇機関説の——引用者）根柢に潜む不徹底ながらも熾烈な良心的な立憲主義、反官僚主義のゆゑに、当時（美濃部・上杉論争が戦わされた一九一二年から一三年ごろ——引用者）一部の人々によつて国体無視、朝憲紊乱のごとく非難された⁴¹」というような議論を全面的に展開して美濃部を擁護するというやり方もあつた。しかし鈴木は、「天皇主権説の学的創始者⁴²」と見られている穂積の説と美濃部の説との共通性を論じるといふ方法をとつたのである。

彼は、上杉学説について、「国家が統治権、国民、領土よりなる独立的な団体である事實は一応は認めてゐるかの」ように見えるが、上杉が、「ありのまゝに見た単なる自然的事実としての国家と法学的に考察された『法律上の国家』と」を区

別し、法律上、国家とは権力の主体（主権者）だとしていることを指摘する。上杉のような国家理解では、「国土人民は主権者の統治の目的としてのみ存在する」ことになつてしまふ⁴³。

そのため鈴木は、なぜ実際に国家を構成する領土や国民が国家の構成要素から排除されるのかと問い、「純理論的には上杉博士の説明には多大の空隙がある」と言う。彼は、「これらの三要素（統治権、国民、領土——引用者）をあるがまゝに認識することは、統治権者即国家の觀念とは正反対に、国家が独立的な団体であり、この点から言へば、主権者も国家を構成する一要素であり、たゞ、他の要素とは異なつて、国家の最高地位にある要素、領土を舞台とし基礎として国民を支配する権力者、国家の元首であるとの国家・主権概念にいたることは論理的に必然的である」と指摘する。しかし上杉は、「敬神忠君の念」から、その必然性を認めぬために天皇即国家を唱えているのではないかと鈴木は述べている⁴⁴。

他方で鈴木は、穂積が、国家を団体と捉え、それに一つの人格を認めている点に注意を促している。穂積は、「国家が団体であり、自主的活動をなし、法的諸活動の主体とみなされる」ことを明確に示しており、その帰結として、「国家は一個の人格であることを認め」ている。鈴木は、これを美濃部の国家法人説と「その觀念の殆んど同一なるを知り得る」としている⁴⁵。

穂積は、このような「国家団体説、国家人格説、国家主権説」に立ちながらも、国家の意思は、自然意思ではなく、法律意思であるため、それが「国家を構成してゐる自然人の自然意思に還元される」としている。すなわち「国家の誰が国家を『代表』するかによつて君主国と民主国とが区別されるといふことになる」のである。「代表」とは、穂積が「自然意思力国体ノ統一セル法律意思ヲ構成シ表呈スルノ關係ヲ指稱シテ代表ト謂フ」(圈点——引用者)としてゐることによるものである。

鈴木によれば、君主主権説を主張する点で異なるとはいへ、この穂積の立論は、美濃部学説と「国家主権説といふ点において」「本質的には同一である」という。「八束博士は、君主国と民主国との差を、国体の差なりとし、この差を国家権力、意思が何人によつて代表されるか、何人が有するか、何人の意思が国家権力を形成するかの相違に求めた。美濃部博士は、かかる国家の有する権力、意思が発動するためには、その国家に諸機関が存在せねばならぬが、『この統治権を行ふ機関が異なるに依つて』君主国民民主国の政体の差が生ずると説明する」。

こうして、鈴木は以下のように述べている。「八束博士の君主主権説は、君主の意思が国家の意思を『代表』し、決定するとするのであるが、その説明は、事実においては君主は国

家内の最高地位にあつて、統治権を総攬してゐるとなす美濃部博士の説明と、稍、同一方向を辿り、なほ未だ科学的に素朴なる点で異なるものとの感を抱かずにゐられないのである。そして、さうした同じ説明に帰着するのは何ら偶然ではない。国家現象を実証的に考察すれば、その結論は、表現、用語例の差は別とするも、結局同一ないし略同一であるべきが科学の科学たるゆえんだからである」と。

美濃部も穂積も、国家に主権があるという点で一致するという議論は、次に、むしろ「八束博士の後継者をもつて目せられてゐる」上杉の議論が、「如何に飛躍的な超論理的なものであるか」という指摘へとつながる。穂積は、「素朴」であつたけれども、「国家現象を実証的に考察」したのに対して、「上杉博士は、より一層信仰的であり、超科学的であつて、『天皇主権説を徹底せしめんとする熟意の余り、科学においては区別さるべき知信を逆に合せしめたやうである』⁽⁴⁶⁾というわけである。穂積と上杉との政治的・宗教的な見解の共通性にもかかわらず、国家主権説に関する両者の異質性を鈴木は強調するのである。

鈴木は、穂積が「日本精神的憲法学説」を形成したにもかかわらず、穂積がその学説の中で「国家団体説、国家法人説、国家主権説を根柢的に放棄することは出来なかつた、否敢てしなかつた」とする。それくらい、国家法人説は当時のドイ

ツにおいて最も科学的な定説であつたからであると彼は考へている。「しかるに上杉博士にいたつて、これを大胆に論難し全的に放棄することによつて、日本の憲法学は、一段飛躍を遂げた。と同時に、それは従来のそれと異質のものに転化する一步を踏み出したのである」という。この上杉学説も、「一定の歴史の時期の統治関係を反映し、それを理論的に要約せるものである」と彼は述べ、立憲政治にはもはや不似合いの理論であることを暗示している。

このような形で、鈴木は美濃部を擁護したのだが、その理由はどこにあつたのか。それは、まず彼と美濃部との関係にあつたと考へてよいだろう。鈴木は美濃部との関係について、次のように言っている。

「わたくしの憲法学研究、特に明治憲法についての解釈と批判との上で、もつとも多くわたくし自身が学び、またその論著に接したのは、美濃部達吉博士であつた。わたくしは、美濃部博士の講義をきく機会をもたなかつたし、その研究室で指導をうけるといふようなこともなかつたから、美濃部博士にたいする関係は、もっぱらその論著を通してのものであつた。ただ博士の東大退官前後、その逝去にいたるまでの幾年かに、時折り直接お目にかかつて教えをうける機会をもつた」。

彼はすでに二高の一年のときに、美濃部の『時事憲法問題

批判』を読み、国体問題に関する美濃部説への批判は不当であり、それに対する美濃部の反論の方が正当だと思つたという。そして彼が憲法史・憲法学史研究に本格的に着手したころ、美濃部の「日本憲法の特徴」を読んだ。「この論文は、わたくしが模索していた明治憲法の本質把握が、専門的な憲法学者の立場からみても、決して間違つていなかったという確信をあたえ」、「折りをえて、なお直接美濃部博士に會つて教えを乞ひたいというような気持ち」になつていつたと回想している。

こうして個人的に時々、憲法について質問をぶつけているうちに、天皇機関説事件が起こつた。鈴木は、美濃部が検事局へ召喚された一九三五年九月十五日の朝にも、美濃部宅を訪問している。この時点以前であつたにせよ、天皇機関説が問題となつた当初に鈴木が所見を明らかにしたのは、美濃部との個人的な交流があつたためであろう。

しかも、彼は、「一体このような理論的には問題とならないような論拠によつて、憲法学説批判がなされ、それが美濃部博士にたいする社会的迫害から法的追及にまでおよぶことの理不尽さと、これにたいして東大はじめ京大その他の学者たちから何一つ正面切つての抗議も発表されなかつたことの奇異なことを感じた」と言っている。美濃部は、そのことが寂しかったのか、「問題が大きくなつてわたくし(鈴木)——引

用者)がお会いしたとき『誰も発言しないのに貴方だけが問題を論じてくれて』といわれた」という。

また彼が、穂積と美濃部との共通性を強調し、穂積と上杉との異質性を指摘したのは、美濃部・上杉論争のときのように、「主として学界論壇の内部において、ともかくもなほ学術的論争として戦はされ」ているならよいけれども、「全然学界の外部から、天皇機関説排撃が叫ばれ、日本憲法法理の説明としては天皇主権説のみが正しいと強調力説し、これを国家公認の統一的学説たらしめようとする運動が展開されて」いたからであろう。たとえ、「少なくとも学界内部においては、国家法人説・天皇機関説は、主流的定説的学説となつたと言」えると力説したところで、天皇機関説に対する攻撃は政治的運動であるため、それに論駁する手段としては有効ではありえず、したがって憲法を国体の観点から説明した穂積を借り出してることが有効に思われたのだから。

このように鈴木は、美濃部に個人的に師事していたこと、東大や京大の人々がこの問題について有効な美濃部弁護をしていないと感じたこと、そして学界の外から政治的運動として美濃部批判がなされていたことなどにより、美濃部を擁護する必要を感じたように思われる。非学術的・非科学的な美濃部批判に反論するために、鈴木は、穂積八束と美濃部との共通点を指摘するという手段をとつたと考えられるのだが、

彼にとつては、美濃部のような考えすら認められない日本の状況は憂うべきもので、自己の存在にも関わる問題であつただろう。

三 デモクラシーの擁護と「ファシズム」批判

一九三六年から一九三七年にかけて、鈴木は、議会制や立憲政治に関して多く論じている。やがて日中間に全面的な戦争が始まるこの時期、彼のデモクラシー観や「ファシズム」(以下括弧略)観はどのようなものだったのか。

鈴木は、当時、斎藤実・岡田啓介・広田弘毅の三つの内閣を次のように評した。「斎藤内閣は、『非常時』内閣として、政党内閣制の確立によつて表現されてゐた議会政治完成の逆転、崩壊の第一段階を示した。岡田内閣は、その継統であり、官僚化・上からのファシシヨ化は一段と深くなつた。しかるに広田内閣にいたつては、この傾向は明らかに質的変化の徴兆を示した。議会政治の「質的変化」とは、彼によれば、「一層の民主性喪失」である。つまり広田内閣では組閣に軍部が介在し、内外の情勢に通じている官僚が「ともかくも国民大衆との接触を失はない政党の支持・協力を仰いで国政を処理するといふ風な官僚的立憲政治すらも今や消滅して」しまつたといふのである。

その広田内閣が成立したころ、「我が議會政治はどうなつて行くであらうか」ということが、「恐らく何人の胸にも昨今特に強く去來する問題」となつていた。しかしそれに対する見方は様々であつた。「デモクラシー、自由主義、議會政治等々の言葉で言い現されてゐる政治形態・政治關係の凋落ないし死滅」が指摘される一方、このような「政治形態・政治關係の依然たる存続を主張し、また今後必ずや更に復活するであらう」と信じ、その刷新策を説く「者もいた。あるいは、デモクラシーの死滅が、「ファシズム的独裁の生誕である」と主張する人」もいれば、「日本の政治には独自の指導精神があつて歐米流のファシズムのごときものとは本質的に相違すると論ずる人も」おり、議會が存在し、政党の対立がある以上、「よしや如何にデモクラシーとは離れてゐやうとも決してファシズムなどとは呼ばるべきではないと駁する人も」いた。

そこで鈴木は、デモクラシーとファシズムとについて、概念規定を行う。まず彼は、ブルジョア・デモクラシーとは、「資本制的生産様式」の展開によつて要請される、身分・特權の廃止や言論・信教・財産の自由などといった一連の政治的な「諸要求の実現された歴史的制度に外ならない」としてゐる。そこで、ブルジョア・デモクラシーの成熟度の指標は、ブルジョアを相当な部分とする「國民」の自由權がどの程度保障されているか、またその「國民」を代表する議會が国家

運営の中でどのような位置を占めてゐるかであるという。

— そのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形としてあげてゐるのは、ブルジョア共和主義、外見的立憲主義、仮装絶対制である。ブルジョア共和主義は、一七九一年のフランス第一共和憲法や、さらにそれを徹底した一七九三年のジャコバン憲法によつて定められた体制である。これに対して外見的立憲主義は、一八五〇年のプロシア憲法に基づく体制であり、仮装絶対制は、一九〇六年の帝政ロシアの憲法に基づくものである。鈴木は、「外見的立憲主義や仮装絶対制にいたつては、厳密にはデモクラシーの範疇に入り得ないとも考へられるが、しかし旧制度に代る新しい政治形態としては、そのかぎりにおいて旧制度そのものとは區別されるべき」だとしてゐる。

彼は、これらの憲法の内容をそれぞれ吟味したうえで、「我が議會政治が如何なる類型の政治形態・政治關係であるか、今日の我が國において議會政治の存在について語り得るのは如何なる意味においてあるかの問題をさらに具体的に解決するためには、ファシズムについて考察せねばならぬ」と述べてゐる。ファシズムについて検討を要する理由について、彼は、「デモクラシーの終点は、一方においては、その本質的内容たる自由權確保・國民代表の徹底的完成者として新たな生産力、社会秩序の負担者が要求する政治原則につながる

と、ともに、他方資本制的秩序の存続するかぎりにおいては、必然的にファシズムに転化するからである」としている。

鈴木によれば、議会政治の民主性の喪失や政治の独裁化などの「今日なほ直接的ファシズム独裁にいたつてゐない資本制国家に見られるごとく政治形態・政治関係」は、ファシズム独裁そのものではないが、それと「不可分の関聯を有している」。このような見方からすれば、例えば、議会が存在しているという事実だけで、ファシズムは進展していかないという論理は否定される。つまり、次のように言っている。「もしも議会が、本来のデモクラシー的機能を果し得ないものであり、しかも独占資本の政治的独裁化の要求に順応して自己を変質せしめつゝあるかぎり、かゝる議会の存在は何らファシズムの発展に対する反証とも防禦ともなり得ない」。

彼は、当時の日本の議会の状況を次のように見ている。日本は、議会が国家統治の中心機関である英仏と違っている。「制度的に言つても、すでに幾多重要な権限上の制限があり（立法権、予算審議権の微弱、会期の短少、貴族院、枢密院の並存、行政権の強大等）、あだかも行政機関の一附属機関のごとき観さへあるのみならず、政治的勢力関係から見れば、議会は一層微力である。議会を実質的に生かすも殺すも、過半はこれを運用する政党の内容にかゝつてゐるのであるが、既成政党が官僚的勢力にあるひは押され、或は妥協して、何ら

民主主義のための闘争を完成しようとしないのであるから、我が議会は、今日真実に国民大衆の利害、権利を擁護し代表し得る機関ではない。加ふるに、すでに労働者農民大衆の代表者の一定部分は、そもその最初から、（空白十一字）を全く奪われてゐるのである」。

先に鈴木が、外見的立憲主義や仮装絶対制などをデモクラシーの類型としてあげ、「旧体制」——封建制のことか——と厳然たる区別をつけていたことを述べた。しかし彼は、それらとファシズム独裁との共通性を次のように指摘してもいる。

「形式的には、憲法に準拠せる議会政治であるにしても、その憲法が極めてオートクラティックであり、その議会の権限が甚だしく制限されてをるばかりでなく、名目上の権限さへも有名無実であるやうなものであつたなら、かゝる政治は、いはゞ外見的立憲主義ないし仮装絶対制とも呼ばるべきものであつて、もし、その運用が意識的に今日のごとき独占資本の要求、官僚イデオロギー、国際国内両者の危機克服のためになされ、オートクラティックな旧形式、旧内容を、当面の新しき目標に順応せしめてモディファイされるならば、如何に形式上には憲法が遵守され、議会が存続せしめられようとも、それがファシズム独裁政治であることを、毫も防げないであらう」。

鈴木は、ファシズムの支持層が中間層であることに注意している。そしてその中間層は、「資本制的基礎」から免れられない以上、どんなに強力な急進的な改革がなされようとも、その「帰着するところは資本制的秩序の再建である」という。急進的な改革は、中間層の「大資本に対する反感」から起こっており、大資本も打撃を受けるという一面がある。「それがファシズム・ディクテイターシップをして、最初は何かしら所謂『財閥』支配とは別個な全国民的政治であるかのごとく信仰せしめるゆゑん」だと鈴木は見ている。しかし彼によれば、「この運動は、その志す目標の如何にかゝらず、現実には畢竟現資本主義体制の修正であり形態変化に終る外はない。反財閥を標榜しつつも、その運動の帰結は資本主義の再編制であり、危機救済である」という。⁽⁶²⁾

このように鈴木は、ファシズムの支持者が「資本制的秩序」に基礎を置く中間層であるとしている。したがって「客観的情勢は、今日明日のうちに救ひがたいカタストロフィに陥るといふやうな切迫したものではないにしても、……資本主義自体の必然的要求は、本質においては、ひとしくかゝる中間層的主張のうちに表現された強力な国内統制政治であり対外策である以上、……『ファシズム独裁、か——引用者』を断定するより外ないやうに思はれる」と、鈴木は日本の現状をファシズムに近いと規定しているようである。そ

して彼と異なる見解を示す蟻山政道を批判している。⁽⁶³⁾

鈴木は、「議会政治形態の存続については、議論の余地はななく、その形態のうちに働く政治関係そのものが如何に変化してゆくか」が問題だとしている。つまり「我が国においてはファシズム運動が易々と完成し得るであらうし、同時にまた、この運動が、さほど露骨に行はれず、いはゆる『合法的』形態において、或る程度までは行進し得る」というわけである。

したがって彼の見るところでは、ブルジョアジーや政党が議会政治に執着するのは、「本質的な」反対ではないということになる。場合によつては自己直接の支配が可成り妨げられないとも限らないのであるし、またその新体制への過渡に生ずる混乱、失費の損害も甚大であると予想されるから、ブルジョアジーや政党やが全体として依然議会政治を固執し、精々その部分改革によつて新たな情勢により良く適応しようとし、かゝる急激な革新運動を回避せんとしてゐるのは当然である。しかし議会政治の外見的な民主性さえ修正・止揚するために、「現状維持的な支配層」は「内閣制改革、議会外の審議機関の設置、諸立法」を要求しており、「いはゆる『上からのファッシュ化』ともいふべきかゝる傾向の進展は歴々として窺はれる」と彼は見る。⁽⁶⁴⁾

つまり資本家や地主にすれば、新しい政治形態になるのは多大な犠牲を伴い、できれば、「従来の政党や政治勢力をその

まゝ転用して、新しい政治形態による支配を樹立し」て、損害を最小にとどめたい。しかし「それでは大衆を納得せしめることも、また強力政治の他の主張者の承認を得ることも出来ない」ので、「彼れらは、かゝる地盤、人的関係をも一新するだけの決意は持つて」いるのだという。鈴木は、資本家や既成政党が軍部に反対するのは、その程度にすぎないとしている。

そして鈴木によれば、広田内閣は、自ら掲げた「自由主義排斥、機関説克服、積極的外交政策、国政一新等々」を「議会政治形態を廃止せずして達成しよう」と〔圈点原文〕しているだけである。「如何にそれ自身立憲主義的方法に依存しようとも」、「我が議会からは、実質的な〔空白七字〕やファシズム防衛は期待されない」というのである。

彼は、「下からのファシズム運動だけが、ファシズム的ディクテイタシユツプ⁽⁶⁴⁾を準備し、全政治のファシズム化の進展を表現するものではない。……………(上からのファシズム化、ないしは、上からのファッシュ化、か——引用者)はそれに劣らぬ役割を果すものである」と述べる⁽⁶⁵⁾。そして彼は、「現在の政治・法律機構の根柢を別して変革することなしに、帝国憲法の許す範囲内で、ファシズム独裁的な強力政治を断行しようとしつゝある企図、方針ないし運動」の存在は、これを「合法ファッシュ」と呼ぶかどうかは別として、否定

できないとする。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・ディクテイタシツプ直前の段階、それへの過渡的政治形態である」と彼は認識しているのである。

このような状況を打開するために、彼が必要だとするものは、「国民自由権」の確保、参政権の普及、議会の権限拡大、司法権の適正な運用などである。彼は、真に「革新」されるべきは、「言論自由はじめ国民の全自由権の極度の制限、参政権の不徹底、働く農民に対する土地の保証なきこと、寄生地主の存在、労働条件の劣悪、労働時間の長いこと、失業保険その他社会立法の缺如等々」であると考へ、抑圧法令の撤廃、性別などによる制限のない普通選挙の実施、貴族院の権限縮小、議会の会期延長などを実行すべきであるともしている。こうした点が実現されれば、ファシズムに至らないと彼は考えたのだろう。ただ、これらが当時、実現される可能性は少なかった。

四 日中戦争開始前後

国民の自由権を確保し、議会の権限を拡大せよという鈴木的主張は、日中全面戦争の開始直前にもなされている。彼は、「近来『我邦独特の憲政』といふ言葉が、それだけで一切の批判も検討も必要としない絶対的真理ないし不可侵の聖物で、

もあるかのやうに言ひ触らされてゐるが、それは、これまでの立憲政治家の努力によつて克服されてきた大日本帝国憲法の「旧プロシア的」欠陥を復活させ、「立憲政治を破棄せんとするものである」と指摘する。

鈴木は、当時の「日本独特の立憲政治」というような主張に強く反発を覚えたと思われる。それは、彼が伊藤博文に対して厳しい評価を下しているにもかかわらず、「日本独特の立憲政治」という主張が「嘗て伊藤博文たちすらが認め、導入した程度の立憲主義の原則——それは……不完全なものであつたにしても猶ほ或る程度立憲主義的なものであつた——をさへも拒否しないし無視して、議會を全く形骸化せしめることに帰着する」と指摘していることからわかる。

伊藤ら憲法起草者に依拠して現実の憲政論を批判するといふ右に引用したような方法を、彼は、日中戦争開始直前に書いた論文の中で全面にわたつて展開しているわけではない。この方法は、天皇機関説事件の際、穂積と美濃部との共通性を指摘したのと同様、状況に応じて彼がとつた便宜的な手段と見ることもできよう。しかし以後、戦争の本格化に伴つて、彼はこうした手段を多く使うようになっていく。

ところで、議會政治を十分機能させたいと願う彼は、第一次近衛文麿内閣成立に際して、湯浅倉平・内大臣が重要な役割を果たしたという報道にも批判的に反応する。盧溝橋事件

が発生した日に脱稿した論文で、彼は、内大臣について次のやうに疑問を呈している。「一国の政務については國務大臣あり、宮中の事務については宮内大臣あり、側近常侍の任を果すに侍従長あり、諮問機関として枢密院もあるのに、更に内大臣を置かねばならぬ理由が何処にあるであらうか？」。

このような疑問を持つ鈴木は、内大臣や元老といった制度は、大日本帝国憲法に規定されていないものであり、したがつて憲法上、直接責任を負う立場にはない、しかしそれにもかかわらず、それらが「陛下の左右にあつて最高の輔弼諮問の役割を果たし、實質上國務大臣や枢密院以上に決定的な勢力を振」うといふ非立憲性を批判する。「憲法上の機関である」枢密院についても、鈴木は、「天皇最高の諮詢の府であつて、直接政務を処理執行すべきものではないにかかはらず、その長官〔議長のこと——引用者〕は國務大臣の任命に多大の發言権が与へられるといふごときは、これまた極めて反立憲主義的な制度」であると云つてゐる。

こうした「衆議院からは超然せる無責任な大官僚群〔元老、内大臣のほか、宮内大臣、侍従長、侍従武官長、參謀總長、軍令部總長、枢密院議長などが含まれてゐる——引用者〕が儼然と存在して、國家の最高人事、國策の樹立決定に与るといふ非立憲的現象が生ずるの」は、衆議院が、「天降り的な貴族院」よりも力が弱いうえ、國務大臣を左右できず、「政治的

にも今や全然諮問官庁化されんとしてゐる」からであると鈴木は見る。彼にすれば、すでに触れているところからもわかるように、立憲政治とは名ばかりであつて、議會は官僚群の下の「無花果の葉」として存在する「官僚政治」だといふわけである。「そして今日では、これら議會の上に存在してゐる全官僚機構を決定的に動かす力は、従来の最高勢力であつた元老およびその周囲の重臣たちと、他方、所謂、軍部である。議會、政党、国民のごときは殆ど問題ではない」と彼は述べている。⁽¹³⁾

当時の政治構造を以上のように捉える彼は、したがつて先に見たのと同様、元老や内大臣などが「反ファツシヨの一城塞」であると同期待することを批判する。つまりそれらの期待は、「我が国の官僚的立憲政治の封建的な官僚的な不具性、不徹底さに対する恐怖から生じた元老、内府等の現状維持派に対する過大な信頼に由来する」といふ。「然しながら私たちは、元老、内大臣、枢府議長などが最高決定権を振ふ我が立憲制の官僚性に対しても、明確な批判意識を持たねばならないのである」と彼の立場は徹底している。⁽¹⁴⁾

鈴木が議會制に関する論陣を張つていたとき、盧溝橋事件が起り、日本と中国とは全面戦争に突入する。日中戦争の勃発に対して、彼は感想を書いている。

まず彼は、近衛文麿が日本と中国との提携を欲していると

言つているのに、「全支を挙げて抗日を叫んでゐる現状は一体何処から生じたのであらうか？」と述べる。彼は、兵士や一般邦人の生命が犠牲になつたり、インフレによつて生活苦が引き起こされたりすることなどを国民が耐えてまでして「砲火を交へなければならぬ」のか、「国際正義、東洋平和確立のためにやむを得ないことなのか？」と問うのである。そして彼は、「人は私の平和主義的嘆息を嗤ふかもしれぬ」が、「私には堪へがたい」と言つてゐる。⁽¹⁵⁾

この鈴木の日中戦争に対する疑問は、戦争に対する批判が少なくなつてゐる状況の中で出されたものであり、意義のあるものである。そのためこの鈴木 of 感想は、削除処分を受けてゐる。⁽¹⁶⁾しかしこれは感想という性格もあつて、感情的な疑問にとどまつており、論理的な批判たりえてゐない。

とはいえ、「日支事變の暗雲が急速に全地球を蔽ひ尽さうとして来た事態の下」であつても、彼は、英仏と違つて、日本では議會に實質的権限がなく、官僚的な勢力が強いという認識を維持している。また彼は、内大臣制を「依然たる旧制度的残滓」として批判し、無任所大臣制も「前立憲主義的」だと見てゐる。⁽¹⁷⁾

ただ、日中戦争下の政治に対する鈴木 of 発言に若干、時流に迎合する面が見られる。彼は、内閣の主務大臣は「國民と結合し」、国務も内閣の合議によつて決せられるべきだとす

る。しかし彼は次のように言う。「たゞ政治経済外交の急迫せる事態の下においては、討論的な多数合議制よりも専行的な少数決裁主義が支配者の間に要望される。全世界の資本制国家の最近の政治体制が、かゝる方向に再編成されてゐることは、我々の目撃してゐるところであるが、我が国も今やその例外たり得ないかに思はれる」。内閣審議会、内閣調査局、企画庁といった組織の設置は、このような「強力政治の合法的建設に対する要望に発するもの」だと彼は述べている。

そして「北支事変から支那事変への発展は、この問題（強力政治の形成——引用者）に対しても飛躍的解決を迫つてゐる」という。内閣調査局、企画庁の企画院への再編や内閣参議制、あるいは大本営の設置は、この「解決」の手段であるといふのである。

彼は、「少なくとも支那事変の重大性に徹すれば」、今後、「内閣参議と企画院と内閣とが更らに一致することが予想され、そこにおいて正に刻下の戦時状態に適應する政治形態が完成され、我が皇国日本の国威発揚に万遺憾なきが期せられるであらう」と述べている。彼は、この内閣参議、企画院、内閣の一致が大本営の下で行われていくだろうと予想する。さらに彼は、大本営は、「純然たる統帥機関である」が、「今日の戦争のごとく、戦争が単に戦場だけの問題でなく、交戦国夫々の全国民生活、経済財政機構に直接的關係を有する場

合においては、戦争の最高指揮機関は、同時に全政治経済の最高統制者たらざるを得ないのである」と言つてゐるのである。戦時中という事情を考えればやむをえない面もあるが、これまでの彼の議論とは異質な部分を見出すことができるだろう。

こうした彼の発言の微妙な軌道修正は、日中戦争前に書いた諸論文をまとめて一九三七年十月二十日に発行した「現代憲政の諸問題」が即日発売禁止となつたことと關係深からう。この著書は、「いずれも昭和十一年から十二年にかけて『中央公論』『改造』『法律時報』など当時の代表的雑誌に発表されたもので、それらを編集したものだから」、鈴木は、その発行に「何の心配もしなかつた」という。しかし同書に収められた「立憲政治と独裁政治」、「デモクラシーと我が議會政治」、「ソヴェト憲法改正雜感」は、プロレタリア独裁を旨とするものであり、社会主義国の憲法を礼賛するものだと思ふべきであらう。

警視庁の呼び出しに対して鈴木は、これまで発表した論文の中で問題のなかつたものを論文集としたまでだと答えた。だが警視庁側は、「それを発表した当時はともかく、いま三國同盟を結んで中日戦争にも突入している重大なときに、このような論文類をまとめて一冊として出すということは、今日の国策にたいする君の批判と見ねばならない」というよう

なこと」を述べたという。検事局では、鈴木は書齋で研究しているから治安維持法を適用しはしないが、放置することもできないと言われたようだ。

もっとも、警視庁の人物の話についての鈴木⁽⁸¹⁾の記憶は不正確である。彼がこの呼び出しを受けた一九三七年十月の時点で、三国同盟はまだ締結されていない（日独防共協定へのイタリヤの参加としても、それは十一月六日である）。また警視庁の人間が「中日戦争」という言葉を使ったとは思われない。

ただ、彼が出版法第二七条違反で起訴されたのは事実である。⁽⁸²⁾ 裁判では、罰金百円の有罪判決が下った。彼は判決に不服だった。しかし憲法史研究で世話を受けていた大審院判事・尾佐竹猛が、「当局ははじめから君を狙っているのだ。法律論の問題ではない。だから控訴したところで同じことになる。それよりも早くこの事件から解放された方がよくはないか。罰金も一度におさめるのが無理なら、分けて払う方法もある」と忠告したので、彼はそれに従ったという。この事件により、彼は、一九三八年二月、尾佐竹らと行っていた憲法発布・議会開設五十周年記念事業の衆議院憲政史編纂会の編纂委員を辞任した。

このような事件が起こり、鈴木は、「もはや総合雑誌その他に時事論文的なものを書かないし、また書けなくなってきた」⁽⁸³⁾。鈴木と親交のあった人物は、「先生（鈴木のこと）引

用者」は『現代憲政の諸問題』が発刊禁止になったことが、かなりショックだったようで、『ほんとにショックだった』とおっしゃっていました⁽⁸⁴⁾と述べている。一九三八年三月には、内務省警保局は、月例の雑誌懇談会で、鈴木のほか、岡邦雄・戸坂潤・林要・堀真琴・宮本百合子・中野重治の原稿を雑誌に載せないようにと指示した。このような事情の中で、彼が、自らの言論発表の場を確保するために、日中戦争下の政治を多少肯定的に描くということは、ありうる選択だったと言えるだろう。

五 大東亜共栄圏の肯定

1 大政翼賛会をめぐる

衆議院憲法史編纂会の委員を辞した後も、鈴木は、同会で資料収集の仕事が続けることができた。その資料収集の際、伊東巳代治の諸文書の閲覧・複写を、伊東の孫・治正が許した。鈴木は、一九四〇年末まで治正邸を訪れては、文書の整理を行った。「その仕事の合間々々に伊東伯の気持ちも動いて、憲法研究会というふうな組織をつくって、これら諸資料を諸学者に本格的に研究してもらおうとともに、今日の時勢にたいしても、もつとはつきりした憲法的立場を確立する必要

があらうというような結論に到達したようにおもふ」と鈴木は述べている。

そこで、一九四一年になって、伊東を主宰者として、鈴木は、尾佐竹、大久保利謙、深谷博治、田中惣五郎らとともに、「憲法史研究会」を発足させる（一月十九日）。鈴木はすでに、大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を作つて親交を深めており、同会にはE・H・ノーマン（Edgeton Herbert Norman）も参加して発表したことがあるという。憲法史研究会の例会は、華族会館や京都では都ホテル、京大楽友会館などで開かれ、「おそらく当時としては、他に類のないほど」自由「な会台であつた」。そして美濃部達吉や佐々木惣一を初め、多数の学者がそれに参加していた。

日中戦争が始まつて太平洋戦争に至ろうかとする時期にも、鈴木は、このように憲法史の研究を続行していた。しかし日中戦争開始後の論文で、時流にやや迎合するかの様な態度をとつた彼は、その後、どのような論調を繰り広げていったのか。

一九四〇年、近衛の新体制について、各方面から声が寄せられ、鈴木もその一人として発言している。彼はまず、「希望としてはこの不滅の大典として発布されし根本条章（大日本帝国憲法の条章——引用者）を恪遵しつゝ、現在の既成秩序の産物たる矛盾、困難を克服し得るとき強力にして国民の

生活と融合せる政治組織であつてもらひたい」と言っている。「然しともすると所謂現状維持派の要望と妥協せざるを得なくなり、作り栄えも変り栄えもせぬ単なる一つの新しい既成政党となる虞れが有りすぎる」とも述べる。

彼によれば、その程度の「革新」にとどまれば、「結局あり来りの政変、政党の離合集散のも」一つの実例「でしかない。したがつて彼は、「恐ろしく」どころなく我が憲法政治の再検討を試みる決心で邁進して貰ひ度いと思ふ。経済の統制のごときも徹底的に断行し得るだけの勢力たらんことを望む」としているのである。

もちろん鈴木のほか寄せられた新体制に対する見解も、新体制待望論が多く、鈴木の見解が極めて異例だつたというわけではない。例えば、浅沼稻次郎も、鈴木同様、「現存せる政党政派の離合集散であつては何等の意義がないと思ひます。之等既成政党の解消が前提である」と述べ、「職分奉公の精神に基づく大政翼賛の政治を顕現する為」、「真に奉公的にして革新的なる政党たらねばならぬ」としている。

また近衛を支えた後藤隆之助は、「新党は国民生活から遊離した既成政党（議会議院）の合同ではなくて、国民各層に深い根ざしを持つ軍官民有志の強力なる横断的結成でなければならぬ」とし、「国内の新体制の創設に軍官民協力一致してかゝらなければならぬ」と述べている。赤松克麿は、新党は

「日本民族の世界観に立つ政治理念を中心とする国民的指導機関」としての性格を持つべきであり、「大家族主義の本質に基き国民協同体の実質を完遂すべき」だとしている。⁹⁰⁾

回答が簡潔すぎて、賛否が不明瞭な人もいないではない。宮沢俊義は、「政権欲に仕へないこと」、「私党に墮しないこと」、「我党に非ずんば人に非ず式の独善に陥らないこと」という三点のみを掲げている。時勢に対して批判的だったジャーナリストのうち、石橋湛山は、「何よりも先づ生命を棄て、国事に尽す覚悟を定めてほしいと」言うのみである。⁹¹⁾

これに対し、清沢冽は、「私は何人にも白紙委任状は預けないことにしてゐます。従つて近衛公の新党に対してもその政策が分るまで全的な信任は差控へ」と言い、「今のところ新党運動は既成政党——特に身動きの出来ぬ政友会と社大党の転換策にすぎぬ。政治家がオポコの近衛公引出しに成功したといふべきだ」としている。このほか、細川嘉六や岩淵辰雄らの意見は、新党を無条件に受け入れようというものではないように思われる。⁹²⁾

このように、日中戦争の勃発にやや時勢に迎合する傾向を見せていた鈴木は、新体制運動の展開に際し、大勢とあまり変わらない意見を持っていた。そのような傾向は、彼のこの時期の他の著作・論文からも見出すことができる。ここでは、差し当たり、一九四一年の『日本政治の規準』や一九四二年

の『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かれた一九四一年二月の「翼賛議会とは何か」を見ておこう。

鈴木は、既成政党の消滅によつて、生まれ変わったような国策翼賛の議会がもたらされると考えるのは楽観的すぎると述べている。そして彼は、新体制運動について、「飽く迄も帝国憲法の規定・精神を尊重恪遵する立場に立つ」もので、翼賛体制を確立する手段として「公明正大、合法的」なものとしている。

ところで彼は、これまでの議会は、形骸化を憂えるほど実質的なものではなかったとし、次のように述べている。「憲法制定本来の精神、その厳密なる用語例より論ずれば、帝国議会は協賛することによつて真に正しき翼賛をなし得る」(圈点原文)。「協賛の責務を」果たすには、私利がなく、帝国に尽くす態度が必要である。「かく解するならば、議会は常に翼賛議会でならなければならないかつた」。つまり明治憲法は、議会が常に翼賛議会として機能することを要請しているというのである。

そう解することで彼は、大政翼賛会を肯定する。彼によれば、「大政翼賛会は、……対立諸政党の存続を以てしては、今日の高度国防国家の完成には不適當なりとし、それに代つて樹立された組織である。大政翼賛会が、その形式は異なるにせよ、従来諸政党の行なつて来た対議会方策を代行したとし

ても、……憲法上何ら問題となる筈はない。従来とて、議会の協賛は、實際は政党を通しての、政党によつての協賛であつたので、またそれで差し支へなかつたのである。その協賛の仕方が不十分であり、誤まつてをかつた場合はあつたとしても。すなわち明治憲法は議会の翼賛を要請しているが、その協賛は、これまで政党を通してなされてきた。しかし「高度国防国家」ではそれでは不十分なので、大政翼賛会が政党の代わりを行うようになっただけだというわけである。

そのため彼は次のように言う。「全議員を網羅した暁において、大政翼賛会の行動が『我が議会協賛の本当の姿』その儘であり得た時、始めて議会の翼賛体制は確立されるのであつて、「単に従来に諸政党が無くなつたからと言つて、今議会（第七六議会——引用者）を以て翼賛議会と称するのは、妥当とは言へない。所期の翼賛体制が完成されてこそ翼賛議会なのである。」

彼が翼賛議会を望んだのは、「万民の意思が可能な限り議会の協賛権行使に反映することが最も重要」と考えるからであり、国民の意思を十分に反映していなかつたから政党は解体されたというわけである。したがつて彼は、「新政治体制においても、帝国議會は最も重要な中枢的地位を占めねばならぬ」とは述べている。しかしまた彼は、「政府の強化、行政権の集権化は、国防国家体制上必至とするところであるが、かゝ

る国民的組織と帝国議會との聯携によつて、その集権的強力政府は、最も能率的に有効に、然も国民の实情に基いて、国民の心情にいきさかの不安、疑惑も残すところなく国政を処理し得るに至るであらう」とも言っている。

以上のように、鈴木は、「翼賛」が帝国憲法本来の精神であるとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定した。それはすなわち政党の否定を意味したが、彼が議会制を中心にすべきことを明言しているという意味では、渡辺報告が指摘したように、批判的要素を宿していると言えるかもしれない。だがその議会は、集権的な政府との協力関係の中に置かれたものであつたことも事実だろう。

同じころ、やはり大政翼賛会が着々と翼賛を推進しているのは「まことに慶賀にたへぬ」と言つた宮沢俊義も、「万民翼賛」を「肇国以来のわが憲法の大原則である」とし、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けて解釈した。宮沢は、議会や政党が十分に「翼賛」の実をあげていないとし、大政翼賛会がその「缺陷」を埋めるとする。ただ、彼は、大政翼賛会は政党ではないとし、政党結成の自由を否定していないと言う。つまり宮沢は、大政翼賛会の特色は、全国民の運動であり、公的な性格を持つてゐることであつて、「一国一党」の「幕府的」体制になつてはならないとしてゐるのである。もちろん実質的に存在しなくなつた政党を組織する自由があるとい

う宮沢の議論が鈴木のもそれより正しいというものではない。ただ、両者が、同じく帝国憲法に引き付けて大政翼賛会を肯定しながら、政党・議会・翼賛会の位置づけでは異なっていることがわかる。

一九四三年になると鈴木は、「特に決戦時下においては、政治指導の……一元化、国家活動の最単純化、全国民の一体化が何よりも必須である」とし、「抽象的議論としては、諸組織・勢力の分立ないし分散よりも、一元的一体的組織による全勢力の結集が望ましい」とする。ただ、日本では、ナチズム・ドイツやファシズム・イタリアのような「一国一党が許されもしなければ、また望むべきものでもない」と述べる。しかしそれは、「帝国の元首、統治権の総攬者であらせられる」天皇の決定を妨げるような「幕府的存在」の政治勢力が許されないという意味であって、そうでない「一元的一体的国民的政治組織」は理論的に存在しうるとするのである。⁹⁵

すなわち国家の意思決定は天皇がなすものであり、「天皇の御意思決定は、独り 天皇御自身のなし給ふところであつて、絶対に第三者が独立的にこれをなすを許さぬ」ものである。しかし鈴木は、天皇の意思決定に際し、官務は宮中の輔弼機関の、軍務は統帥機関の、一般国務は「一元・一体的国民的政治組織の指導者」の輔弼を受けるのがよいのではないかとしている。したがって鈴木の考える「英米的にも独伊的にも

あらゆる」日本的な「国民的政治組織」は、次のようなものとされている。⁹⁶

「一切の行動、国務上の政策立案、その実現について、独自の決定的に主張するとき態度をとらず、謹んで聖旨を奉戴し、御嘉納・御裁可を仰ぐを根本とし、而して承諾必謹の態度の国民的拡充・徹底、一般国務輔弼の万全を期するがための全国民的衆智・総意の総合と吸収とを目標とし、組織については、すべて 聖断に俟ち、国家意思決定に関するものについては、すべて聖裁を仰ぐところのものたるかぎり、挙国的政治組織は、一君万民・万民輔翼なる日本独自の国情に適應せる理想的政治組織となるであらう」。

以上のような「日本的国民的政治組織」なら、「一国一党は決して憲法上難点を生じない」とされている。しかも、この組織は、「全国的支部組織を有し、また職域諸団体を指導する」ものでなければならぬともいう。しかしこれが、「いはゆる翼賛議会と初めて称せられた当時において、何か知ら議会活動が従来の特徴・生彩を失つたかに感じ、議会そのもの、存在理由に一抹危惧を感じた国民」の見出した「議会の新しい建設的存在理由」「展望」なのだろうか。この議論には、一九三七年当時の鈴木自身による、議会が存在するということが民主主義を意味しないという批判のかけらも見出せない。そのうえ彼は、政党内閣は、政党指導者が内閣を独占し、自主

的に政策を決定して実行したために、「論難的」になったのだから、彼の主張する「国民的政治組織の指導者」はそうあつてはならないとさえ述べるのである⁹⁸。

さらに鈴木は、「大東亜共栄圏」についても論じている。彼は、「大東亜戦争開始以来、大東亜共栄圏建設といふことが急速に朝野の問題となり、我々の周囲の知友も、その専門の何たるを問はず、それぞれの立場から、その研究に馳せ参じたのであつた。かく言ふ自分もさうであつた。そしてそれは正しかつたと思ふ」と述べている。そのうえで彼は、人々は「大東亜共栄圏建設」を南方だけに考えているが、「実は満洲、支那を除いての大東亜共栄圏なるものは、胸腹を抜きにした手足のやうなもの」だとする。したがって「民族協和・共栄、諸民族の新たな共栄圏体制的協和の点から言つても」、「大陸問題」が「大東亜建設の基礎であり根幹なのであり」、その研究が是非必要だと述べている⁹⁹。

2 「転向」の促進要因

鈴木は、二・二六事件以後も「微力ながら能うかぎりの批判をつづけたが、それも最後に、……「現代憲政の諸問題」にたいする起訴、有罪判決によつて終止符をうたれて以来、「ただ歴史的研究に世を避け、いつしか憲法史家として……十年をすごした」と回想している。そして彼自身によれば、「日

本憲法史概説」『憲法制定とロエスレル』には、明白に史論のあいまいさ、分析・表現の誤りがある」という¹⁰⁰。

また彼は、横光利一「寝園」や川端康成「雪国」の世界に心奪われ、「万葉集を愛唱し、中世紀の日本家屋、とくに書院づくり、寝殿づくりの清楚でさびのある風趣にひかれ、下つて清元の艶麗さに耳かたむけ」、「日本政治の規準」や「政治・文化の新理念」を執筆したころには、「日本文化独自の美を新しく発見することを自己の課題とした」としている。さらに彼の『政党論』は、「デモクラシーの世界的危機、デモクラシー国家自体における矛盾と退廃との実態は、世界が、歴史的にいまや別個の体制の段落に進みつつあるのではないかとの疑問」に対する彼なりの解釈であつたと述べている¹⁰¹。

彼自身の言葉から見ても、当時の彼の立場が、日中戦争勃発直後から次第に変化していったことがわかる。彼の反権力的な立場が、翼賛体制を賛美していくようになっていったのである。この変化の契機を鈴木自身は「現代憲政の諸問題」の出版法違反事件に求めている。それは、権力によってなされたものであるから、「転向」に権力の強制という要件を加えるなら、鈴木はまさしく「転向」したと考えられよう。

ところで、このような「転向」を促進した要因は何だろうか。鈴木自身は、「自己の政治的世界観の脆弱さ」、すなわちマルクス主義理論の忘却だと言っている。彼は、「日本精神に

当時叫ばれ出した独自の美しい特質がはたしてあるのか。自分の知りえなかつた本質があるのではなからうか」と考え、「自分の日本自体にたいする研究の不足によって、またみずからのかつて到達しえなはずのマルクス主義の把握の浅さから、いわばさか立ちした形でいだかれたものであつた」と回顧するのである。そして新体制や「新秩序」などに寄せた「幻想は、その主体が日本の軍部と官僚および財閥、独占資本であることを理解しなかつたこと、資本主義・帝國主義からの発展は、社会主義革命および植民地民族解放以外に存しえないことのきわめて初歩的な把握をなしえなかつた」ためのものなのだといふ。

渡辺報告は、鈴木「転向」は非常に時期が遅かつたといっている。また鈴木は、憲法史に立て籠もつて抵抗を続けていたが、戦争の日常化によつて現況が今後とも継続するのではないかと感じられ、また民主化のための担い手を当時の社会のどこにも見だせなかつたのだと指摘されている。

時期の遅さはともかく、民主化の担い手を見だせなかつたという指摘は正しかろう。ただ、マルクス主義的な発展史観が「転向」を推し進めたという面もあろう。つまり鈴木自らが「日本の大陸発展と共栄圏建設」で書いた、「資本家地主の既成政党の反動性と退廃にたいする反感、当時の無産政党の折衷性、弱さにたいする絶望、また『白人帝國主義』すなわち

イギリス、アメリカのアジア征服からの『アジアの解放』の希求、そして革新的な若い国家主義者や少壮年人たちの昭和維新運動にたいするひそかな期待など」、あるいは先に引用したデモクラシーが退廃しているかのように思へたという彼の感想などは、社会の発展という見方と通じるものがあるのではないか。その辺りをもう少し見ていこう。

鈴木は、大東亜宣言の理念を擁護し、英米ソ及び英米に支援される蒋介石政權——あるいはソ連と通じる中国共産党——を批判する。彼は、これまで憲法史研究に専念してきたこともあり、「率直に言つて満洲や支那については、研究は愚か、関心さへも別して深く抱かなかつた」と述べている。もちろん一応の知識・関心は持っていたが、「自己の血潮の中に流動する」ものとして捉えていなかつたといふのである。

確かに、鈴木の研究は、日中戦争開始のころまで、憲法史・憲法学史研究に向けられ、評論活動も、国内政治の動向に対するものが主であつた。外交問題に関する発言は、国内での軍部の政治への関与などと絡めてなされる程度にすぎなかつた。しかし日本の大陸発展の進行とともに、彼は、日本の政治史・外交史を捉え直し、大陸発展をその中に位置づけるようになった。満州事変勃発当時、獄中にいた彼は、時代の展開とともに、満州事変に対する認識を初めて明らかにし、それは「自己の血潮の中に流動する」ものとして捉えられたの

である。

彼は、日本は「持たざる国」であつたけれども、その民族は、旺盛な發展力を持つとする。しかも、日本の対外發展は、最初から「アジアの解放を本質的使命とせるものであり、帝國主義的な發展ではないとしている。一八七六年の日朝修好条規（江華条約）も、「韓国の独立と保全と日韓の友好・通商とを旨す平和的なもの」と認識され、「歴史的進歩性」のない「腐朽せる封建的官僚政治下の清朝に」、韓国の支配を委ねるのは「韓国の幸福」にはならないと述べ、日清戦争の正当性を論じている。しかし当時まだ日本は、「真にアジアの解放の主体たるだけの力を持つ」たず、英米との「國際協調主義」に陥らざるをえず、「時としては老獪優勢なる英米等に、事毎に利用され駆使されて、彼等のアジア分割・搾取の支持者的の役割さへ押し付けられた」という。^(四)

ベルサイユ体制を中心とする英米の國際秩序は、「これら二国（英米——引用者）の安全と發展、ならびにこれら二国の利害確保に役立つか、もしくはは抵触せざるかぎりにおいて仏・蘭・白等の諸国の安全と發展とを主要目標とせるものであり、日独伊はその發展をふさがれた。また民族自決主義は、戦敗国の領土に対して適用されただけで、英米仏の植民地は依然として「抑圧と搾取」に甘んじなければならなかつた。國際連盟では、大国に対しては經濟力、軍事力とも、小国

の力は弱く、「形式的に平等な発言・票決権」は、実際には「常に英仏に而してそれと緊密に聯携せる米國」の利害に基いて歪曲され」たという。^(五)

英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。一つは、当面、英米には力が及ばないので「隱忍」し、国力充実したときには、アジア解放の主体となるように「一切の國家的努力を、國防力強化・國防国家体制確立に集中する」というものである。もう一つは、英米と戦わなくとも日本の東アジアでの地位の強化はできるとして、「國際協調外交、平和期的自由經濟・平常的立憲政治体制の完成に一意邁進する」というものである。鈴木は、幣原外交は、英米の經濟・外交に対する順応の對外政策——「國際協調主義・英米追隨」——であると見る。この裏面が、内政での「自由經濟主義、財閥的政党政治」で、軍部と財界・重臣・政党との議論の分歧点となつた。そしてそれと對するものとされた田中外交すら、大陸進出の「積極外交」であつたにせよ、外交原則は旧來の世界秩序を承認したものだといふ。^(六)

満州事變以後、それが改まった。彼は、満州事變の歴史的意義を、「隱忍に隱忍を重ねて来た日本の軍部が、内外の一切の英米的体制と原理とによる日本の窒息・抑圧を打破し、新世界秩序を建設せんとして断乎たる行動を起した第一撃であ」と位置づける。事變後、中国は満州国を認めず、英米

はそれを支持することを方針とした。この方針は日本の受け入れることのできるものではなく、日滿經濟プロックの完成のために、「北支・中支・南支自体が日滿の新たな經濟的建設の直接的基礎となる」必要がある、さらに南方進出は大陸進出と「不可分」であつた。したがつて日中戰爭の展開は、「日本対英・米・ソ・支の協同戦線の闘争とな」り、「やがて必然的に大東亞戰爭に發展せねばならなかつた」と述べている。⁽¹⁰⁾

つまり滿州事変以来の「現代」の歴史は、「日本を圧殺せんとして蒋介石政權、張學良政權を使噓し支援せる英米帝國主義と日本のアジア解放闘争との衝突であ」り、同時に「日支兩國を戦はしめて、日本の疲弊と蔣政權の没落とに導かんとする共產主義勢力の策謀によつて激成されたもの」だとするのである。そして中国の民族運動は、第一の敵である英米から目をそらしているという。⁽¹¹⁾

鈴木は、英米にだけでなく、ソ連にも敵意を示す。彼によれば、ソ連は、「労働者農奴の解放運動を利用し激成して諸權益国家に打撃を与へ、全支那よりこれら諸国家の勢力を敗退せしめ、もつて自国の制覇を確立せんとする……世界政策」を持つ。しかもソ連は、国共合作を利用して、「ソヴェート化工作を公然と行なひ」、軍事力も増大させている。したがつて国防上、滿蒙の意義がさらに重要になるとともに、ソ連の圧力の増大と結びつく排日運動を許しておけないという。⁽¹²⁾

以上の理解のうゑに鈴木は、社会發展的議論を展開している。つまり明治維新から昭和の初頭までを「近代国家体制誕生・發展期」、滿州事変から米内光政内閣崩壊までを「国防国家体制・全体主義体制への過渡期」、第二次近衛文麿内閣以降を「国防国家体制・全体主義体制の建設期」と捉えている。

そして「近代国家体制」の政治理念・經濟理念・外交政策・財政政策がそれぞれ、「自由主義的立憲政治」・「資本制的自由經濟・私益主義」・「世界既存秩序肯定・國際協調主義」・「国防費と国家財政との均衡主義」だつたのに対し、「国防国家体制」はそれぞれ、「全体主義・指導者原理・權威主義的強力政治」・「統制・計画經濟……公益主義」・「新秩序創造を旨とする自主外交」・「国防に万遺憾なきを期せんとする立場」だとしている。⁽¹³⁾

各国が自由主義經濟原理によつて生産した結果、生産過剰による不況が到来し、自国の勢力の及ぶ地域を過剰生産品の市場として他国から閉鎖するブロック經濟体制が現れる。英米のように広大な地域を支配する国家はともかく、領土が狭く、かつ生産力が増大しつつあつた国は、「まさにその生存を脅かされることとなつた」。したがつてこれらの国は、この状況に対し、「第三等国、第四等国の地位に顛落して細々と存在するだけに甘んずるか、進んでかゝる鎖國制の不合理を打破するか」しか、「絶対に方法はな」かつたという。自由主義經

濟の失敗は、広域經濟の必要だけでなく、ソ連の計画經濟の成功もあつて、国家による「全面的な統制・計画經濟の必要を痛感」させた。¹⁰⁾

他方、鈴木によれば、「西洋近代文化」は「頹廢」していた。例えば、「個人のみあつて国家なきかのごとき実情」や長幼・父子・夫婦關係の中に秩序がないことなどがそうである。また民主政治の下で貧富の対立や政治的・社会的差別があり、「自由と平等」の名の下で金權政治、植民地主義が行われていた点などもあげられている。それ故、西洋文化を優れたものとして妄信するのではなく、「東洋文化の独自の優秀性」によつて「新文化」を築く必要があるとされる。それは、「絶対者に対する帰一」や「位階制的秩序尊重」、「没我的道義性」などから成るものであり、「デモクラシー、個人主義、功利主義、權利第一の觀念、また国民主權、國民契約、狹隘なる獨立主權國家の觀念」は否定される。そして日本が、この「大東亞文化」を指導し、また「全東亞諸民族の綜合者・指導者たるに最もふさはしき」立場にあるとされる。

このような「大東亞共榮圈・世界新秩序は、断じて平和裡に達成し得るものではない」という。「大東亞共榮圈への第一歩は、先づ米英帝國主義支配の排除である」。そのために、日本に全アジアが協力する必要がある、「大東亞共榮圈確立の第一段階」は、「高度國防体制的な大地域指導國家体制」である

とされる。これを前提とした場合のみ、各民族の「獨立」「自主」が尊重された「共存共榮体制」が實現されると述べられているのである。¹¹⁾

以上のように、「広域主義と統制計画主義と諸民族共存共榮主義と高度國防國家体制主義とが、現代世界が、過去の資本主義・帝國主義の矛盾の中から発見した新理念である」という。そして日本のアジアでの優位は、「民族個人主義・利己主義」という英米帝國主義に代わる支配ではないとされる。こうして國防國家体制が正当化され、日本の対英米戦争も正当化される。その帰結が、大東亞共同宣言に対する「世界新秩序の發展」という評価である。¹²⁾

しかしマルクス主義的な社会發展觀が戦争肯定に向かわせたのではないかと先づの議論を鈴木自身は明確に否定する。鈴木が一九四四年に關根悦郎に会つたとき、關根は敗色が濃いことをほめかしたという。「それは別に權力側の情報に近い地位にいないものでも、歴史の経過を巨視的に法則的に科学的に見るものにとつては明らかに判断できる事実であつたにちがいない」。しかも彼は、敗戦後、徳田球一や志賀義雄らの非転向を知つてその念を深くした。¹³⁾

そして彼は、先に述べたように、マルクス主義を忘れていたために、過ちを犯したというのである。しかし彼は、「『鬼畜米英』とか『一億総蹶起』とかのスローガンはきらいであつ

だが、『白人帝国主義』『米英』からアジアを解放するということは、わたくしの信念に一致した。まさしく米英の侵略が、『一つの』アジアを寸断し、また、いま日本に攻撃を加えていると考えた」と回顧している。マルクス主義の忘却を認めたとしても、彼の社会発展観が、あるいは民族解放史観が、歪んだ形であつたにせよ、ここに現れていると見る事ができよう。

さらに衆議院憲政史編纂会委員を辞めた後も尾佐竹猛の好意によつて収入がいくらあつたとはいへ、極貧に近い生活をしてきていたので、その収入も日常生活をやり繰りするので精一杯で、とても蓄えには当てられなかつただろう。したがつて文章を書くことを生業としてきた彼には筆を絶つことは考えられなかつたかもしれない。生活のために言論活動を続けていくことは、時流に沿う発言をすることにながりがやすく、そのうちに自己の姿を見失う可能性も十分ある。彼はこの時期の言動を深く反省し、そのため、敗戦後、「教壇に立つこと、学会的な地位への就任は」「当分自分にその資格はないから」辞退したのである。

いづれにしても、マルクス主義から離れていたと言う鈴木は、先の関根の言葉の意味が理解できなかつた。そしてそのような時期に、アメリカ軍の本土上陸に備えるために九州に西部軍報道部長として赴任することになつた陸軍大佐・町田

敬二から、鈴木は、報道部への参加を要請される。本土と九州とが分断されれば、憲法に従つて戒厳令などの措置を講じる必要が出てくるが、そのような場合、九州大学の法学者に知り合いのいる鈴木の助けを借りたいという理由からである。彼は、「ここ（東京——引用者）で爆死するよりも、戦場で死ぬべきときだろうと考えた」ため、町田の申し出を「即座に承諾した」と述べている。

彼は、一九四五年七月五日ごろ、福岡へ赴いた。軍報道部は、西日本新聞社のホールに置かれ、火野葦平や『改造』編集部⑩の北島宗人ら約三十人で構成されていた。しかし中央の情報⑪がはつきり伝わつてこず、敵が上陸した際にどのような法的規制をすべきか、具体的なことは何も決められなかつたという。

鈴木は、報道部にいたため、広島・長崎の原爆投下とその惨状をすぐに知ることができ、降伏も漠然とはあるが事前⑫に朝日新聞支局長・信夫韓一郎から聞いて知ることができた。そのとき彼は、「蘇生の思いが急にわいてきた」というが、火野が無念がるのを見て、「自分は降伏をよるこんでいる。心はずでに生きてかえられることに向かつているのに、葦平は、そんなことは念頭になく、祖国の敗北を悲しみ、なおも生命を捧げてたたかおうとしているのだ」と感じ、自分を戒めたとも回想している。

八月十四日、鈴木は、信夫から聞いた情報を町田に報告し、それを文書にして、町田・火野とともに、福岡市から離れたところにあつた司令部へその報告のために出向いた。翌日、報道部へ戻る途中、軍の自動車はエンコシ、付近の農家のラジオを聞かせてもらう。「ガアガアしてよくわからない。弱々しい声が途切れ途切れにきこえる。いつていることは何にもわからないが、降伏を呼びかける天皇の放送であることだけは、三人とも承知している。三人は涙のあふれるのをとどめることができず、いずれも泣いた」といふ。鈴木は、八月十五日を九州でこのようにして迎え、東京に戻ってくることになるのである。

結 び

鈴木は戦時期の言論の対象は、彼が憲法学者だつたこともあり、対外的な問題ではなく、国内政治に向けられた。彼は、議会が存在しているからファシズムは進展していかないという論理を否定するなどファシズムの傾向を激しく批判し、内大臣や元老などの憲法外機関の存在そのものを否定して、それらの機関にファシズム化の歯止めを期待するのは筋違いだとしていた。それらの言論のうち彼が、天皇機関説事件で、美濃部達吉を擁護する議論がほとんどなかつた中で、美濃部

を擁護したことは特筆される。その際、鈴木は、穂積学説と美濃部学説との共通性を強調し、上杉学説がそれらと異質であることを指摘するという方法をとつた。彼の評論は、基本的にマルクス主義の立場からなされているため、財閥や軍部や官僚だけでなく、ブルジョアジーや政党も批判されるが、美濃部擁護に見られるように、視点を変えた批判がなされることもある。

それをどう評価するかが彼の「転向」の問題と関わってくる。つまり鈴木は、日中戦争直前に、国民の自由権の確保や議会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博文ら憲法起草者を引き合いに出して現実の憲政を批判している。そして彼は、一九三七年、『現代憲政の諸問題』が出版法違反によって発禁となり、有罪判決を受ける。その直後の論文で彼は、日中戦争下での、内閣調査局、企画院、内閣参議制、大本営を通しての「強力政治」の必要を論じ、「皇国日本の国威発揚」を期している。

渡辺報告によれば、一九四一年の末に鈴木は「転向」が起つたのであり、それまでは大日本帝国憲法を絶対の基準として実際の政治を批判するという方法がとられていたのだという。したがって鈴木自身によつて「転向」後の著作とされてきた『日本政治の規準』は、「転向」以前のものとされる。果たしてこの場合、何を「転向」とするかによつて、「転向」

の始期も変わってくるように思われる。すなわち鈴木が、大東亜共栄圏の論理を主張していったことを「転向」とするならば、渡辺報告の立場もありうる。しかもこの立場は、マルクス主義からなされたのでない言論を安易に切り捨てずに、その中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木を理解のために資するものと思われる。しかしマルクス主義的立場を明確にせず、渡辺報告の言う「憲法絶対論」の立場からなされた鈴木の見論は、鈴木が総合雑誌に復活する一九四〇年からではなく、便宜的・部分的ながら、すでに一九三七年の時点でなされている。しかも出版法違反事件直後、彼の言論には、時流への迎合が若干見られるのである。

今ここで、だから一九三七年以降の鈴木はずべて糾弾されるべきだと主張するつもりはない。ただし認識として、鈴木自身がマルクス主義者であり、鈴木の見論が出版法違反事件によつて若干変わつてゐることを重視すれば、彼の「転向」は一九三七年であると言うこともできると思われる。鈴木は、この時点で、マルクス主義そのものを放棄したかどうかはともかく、マルクス主義からの言論は放棄したし、出版法違反による処罰という明確な「権力の強制」がある。「転向」を単なる思想の変化と捉え、「権力の強制」を重視しなければ、一九四一年の「転向」と言えるかもしれないが、この場合は、「憲法絶対論」から大東亜共栄圏肯定論への立場、思想の変化

であつて、「転向」という概念は避けた方がよいのではなからうか。

鈴木「転向」は、マルクス主義に由来する社会発展観により促進されたことを指摘してきた。しかし彼の依拠したマルクス主義は、敗戦という事態に接したとき、今度は社会全体の改造の必要性に彼の目を開かせ、憲法研究会の憲法草案へと結実して行くのである。

(1) 鈴木に関する先行研究は、ほぼ鈴木憲法学の研究であると言つてもよい。鈴木憲法学は、美濃部達吉・佐々木惣一↓宮沢俊義という支配的憲法学の外で、「社会科学としての憲法学」を生み出したものであると位置づけ、鈴木憲法学の特質を指摘したのが、影山日出弥の一連の著作である。影山日出弥「八報告」鈴木憲法学における史的唯物論の適用(杉原泰雄・奥平康弘・樋口陽一・影山日出弥・阿部照哉「シンポジウム憲法学の方法」『法律時報』四〇巻一一号(一九六八年十月)、影山日出弥「科学的憲法学の生誕と終焉」鈴木安蔵編『日本の憲法学』評論社、一九六八年、影山日出弥「科学的憲法学」『公法研究』三一号(一九六九年)、影山日出弥「憲法学とマルクス主義」天野和夫他編『マルクス主義法学講座』マルクス主義法学の成立と発展(日本)日本評論社、一九七六年。

影山の研究の影響を受けつつ、憲法学の方法論に対する関心からなされた最近の鈴木憲法学研究として、名がある。森英樹「鈴木安蔵における憲法学研究の生成と展開」『名古屋大学法政論集』一〇九号(一九八六年)、成嶋隆「試論・鈴木憲法学の構造」鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編『日本憲法科学の曙光』勁草書房、一九八七年、成嶋隆「宮沢と鈴木」杉原泰雄編『憲法思想』(講座)憲法学の基礎

4) 勳章書房、一九八九年。

また鈴木の生誕から「学連事件」前後までの鈴木憲法学の形成期を、史料紹介を兼ねて検討したものとして、金子勝「鈴木憲法学の研究」鈴木憲法学の生誕(1)——「立正法学」一〇巻一—四号(一九七七年)、金子勝「鈴木憲法学の研究(II)——マルクス主義への道」——「立正法学」二巻一—二号(一九七九年)、金子勝「鈴木憲法学生誕の経緯」鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、金子勝「鈴木安蔵氏の思想——福島県相馬中学校時代」鈴木憲法学の研究のために——「立正法学論集」一九卷三—四号(一九八六年)、金子勝「鈴木安蔵氏の思想——第二高等学校時代」立正法学論集二—二〇巻一—四号(一九八七年)、金子勝「鈴木安蔵の思想——京都帝國大学時代」立正法学論集二—二卷三—四号(一九八八年)、金子勝「鈴木安蔵と『学連事件』」立正法学論集二—二巻一—四号(一九八九年)。

なお、鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、には鈴木に関するシンポジウム、研究、追悼文などが収録されている。

(2) 渡辺治「報告」ファシズムの時代と鈴木憲法学の形成」鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、所収、六四、八六—八七、九一—一〇四頁。

(3) 思想の科学研究会編「共同研究 転向」上、平凡社、一九五九年、五頁。鶴見俊輔「転向研究」筑摩書房、一九七六年、一〇頁。思想の科学研究会の「転向」研究に対する反応は、思想の科学研究会編、前掲書、改訂増補下、一九七八年、第五篇、参照。

(4) 「新入国記'84 福島県」①、②、③「朝日新聞」一九八四年四月十六日、四月二十四日、五月二十一日各夕刊、祖父江孝男「県民性」文化人類学的考察」中央公論社、一九七一年、九六頁。

(5) 鈴木安蔵「我が家」金子、前掲「鈴木憲法学生生誕の経緯」、所収、一三〇頁。

(6) 金子、前掲「鈴木憲法学生生誕の経緯」、一三一—一三四頁。鈴木

戦時期の鈴木安蔵の言動

が漠然と政治家を志していたことは、「学生治安維持法違反事件身上調査」「思想研究資料」第七輯(一九二八年六月)、一六〇頁(社会問題資料研究会編「社会問題資料叢書第一輯 京都学生事件の梗概と身上調査(思想研究資料第七輯) 日本赤色救援会資料(思想研究資料第五輯) 東洋文化社、一九八〇年、として復刻)、からもわかる。鈴木は、この身上調査について、「権力側で要約したものであるから、そのまま確実な記録とは言えない」が、「われわれは、みずからの活動、抱懐している思想に一点のやましさも感じなかったから、検事、予審判事相手にも、みずからの信ずるところをそのまま述べた」と言っている。鈴木安蔵「学連事件——精神史的回想」——「季刊現代と思想」三三三—三三二頁(一九七九年)、二二二—二二四頁。

(7) 金子、前掲「鈴木憲法学生生誕の経緯」、一三三—一三五頁。

(8) 鈴木、前掲「学連事件」一、一三〇、一三三頁。金子、前掲「鈴木憲法学生生誕の経緯」、一三五—一三六頁。

(9) 鈴木、前掲「学連事件」一、一三〇頁。金子、前掲「鈴木憲法学生生誕の経緯」、一三六頁。

(10) 鈴木、前掲「学連事件」一、一二三頁。鈴木安蔵「憲法三十年」評論社、一九六七年、二四、二七頁。

(11) 鈴木安蔵「彷徨の連続」日本読書新聞社編「私の読書遍歴」黎明書房、一九五二年、一八八頁。前掲「学生治安維持法違反事件身上調査」、一六二—一六三頁。

(12) 鈴木、前掲書、二八頁。

(13) 金子、前掲「鈴木憲法学生生誕の経緯」、一四九、一五六頁。

(14) 松尾浩也「京都学連事件——発動された治安維持法——」我妻栄編集代表「日本政治裁判史録 昭和・前」第一法規、一九七〇年、七二頁。

(15) 「学生治安維持法違反事件梗概」、前掲「思想研究資料」第七輯、一〇一—一、三七、六四頁(社会問題資料研究会編、前掲書、所収)。

(16) 同右、一七一—一九頁。判決本文は、同右、七四—七五頁。判決

中、弁護人の主張を退けた部分は、同右、九八―九九頁。なお第一審の判決を取録したものとほかに『法律新聞』二六九九号（一九二七年六月十八日）、五一―八頁、松尾、前掲論文、八―一九六頁、があるが、両者とも全文ではない。

(17) 同右、七七頁。

(18) 『法律新聞』二六九五号（一九二七年六月八日）、一七頁。

(19) 鈴木、前掲書、二九、一七―一七八頁。

(20) 鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』『思想』一四四号（一九三四年五月）、一五九頁。この論文は、鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』叢文閣、一九三四年、に収録されている。

(21) 鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一六一頁。鈴木安蔵『憲法の歴史的研究』大畑書店、一九三三年、鈴木安蔵『日本憲政成立史』学芸社、一九三三年、参照。なお、ここに言う「イギリス的立憲主義」とは、「純粹のイギリス的立憲主義ではなかつたし」、「岩倉のプロシア的立憲主義」も、「秘密に言へば、日本主義的立憲主義」だといふ。

(22) 鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一六一頁。

(23) 同右、一六三、一六五頁。

(24) 同右、一六六頁。

(25) 同右、一七五―一七六頁。

(26) 同右、一七六頁。

(27) 同右、一七七、一八一頁。

(28) 同右、一八〇―一八一頁。穂積八束『憲法提要』上、有斐閣書房、一九一〇年、一六―一三五頁。本稿では、一九一五年の第五版を使用した（後に『修正増補 憲法提要』が出ている）。穂積は、「多数政党ノ専權ニ外ナラ」ないイギリスの「議會政治」に對比して、日本の政治を「大權政治」としている。議會政治は国體変更であるという文句は、穂積の言葉としては見当たらない。

(29) 鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一九〇頁。穂積、前掲

書、九八頁。なお、国體、政体については、同右、五二―五六、七三―一〇六、一八一―二三頁、などを特に参照。また穂積八束『憲法大意』日本評論社、一九三五年、一四―一七頁、が簡潔でわかりやすいと思われる。

(30) 上杉慎吉『新稿憲法述義』有斐閣、一九二四年、八一―八四、一六三頁。鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一九〇―一九一頁。

(31) 鈴木、前掲『憲法の歴史的的研究』、三九六―四〇二頁。鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一八五頁。

(32) 同右、一八六頁。

(33) 同右、一九〇頁。

(34) 美濃部達吉『憲法講話（全）』有斐閣書房、一九二二年、四五―四八頁。一九一八年発行の「縮刷」再版ではこの部分の記述は削られている。

(35) 鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一八七―一八八、一九二頁。

(36) 鈴木安蔵『日本憲法と政党政治』『人物評論』二年三号（一九三四年三月）、鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、所収、一八〇頁。

(37) 鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一九二―一九三頁。

(38) 「穂積八束先生傳」（執筆・高橋作衛）及び「年譜」、穂積八束博士論文集（上杉慎吉編集兼発行（印刷者・渡辺八太郎）、一九一三年、一五―一六、三三頁。鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、一七九頁。

(39) 渡辺、前掲報告、一〇一頁。そしてこの点が、鈴木が「転向」した彼の理論上の限界の一つであるとされる。同右、一〇一―一〇三頁。

(40) 鈴木安蔵『天皇機関説論争の経緯』『改造』一九三五年四月号、二六九頁。なお、この論文は、鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』

新版、法律文化社、一九六六年、一五六―一八一頁、に収められているが、歴史状況に対する言論の展開を主に考察しているのもとの論文の方から引用する。この論文のほか当時、鈴木が美濃部を擁護したのとして鈴木安蔵「美濃部博士の憲法學說問題」、『社会評論』一九三五年四月号、がある。それでも鈴木は、美濃部が「日本国体の万国無比なることを讃仰してゐる」にもかわららず、美濃部學說がマルクス主義と変わらぬものと批判されるのは、その「立憲主義的見地」と「実証的研究方法」のためであるとし、「統制政策が、憲法學說の方面にも及んで来たことの兆候」だと指摘する。また鈴木は、上杉の機関説批判を「護憲運動の勝利、立憲主義學說の制覇、議會主義の普及に対する旧勢力の焦慮と苦悶との理論的反映であり、新勢力克服のための理論的闘争であつて、「超科学的」と位置づけ、貴衆兩院の美濃部批判者も「信仰的」「政治的」とする。ただし穂積と美濃部との共通性は説かれていない。

- (41) 鈴木、前掲「天皇機関説論争の経緯」、二六九頁。
 (42) 同右、二六三頁。
 (43) 同右、二六二頁。
 (44) 同右、二六二―二六三頁。
 (45) 同右、二六三頁。
 (46) 同右、二六四頁。
 (47) 穂積、前掲「憲法提要」上、六七頁。
 (48) 鈴木、前掲「天皇機関説論争の経緯」、二六四―二六五頁。
 (49) 同右、二六七―二六八頁。
 (50) 鈴木、前掲「憲法學三十年」、七二―七四頁。
 (51) 同右、一二九―一三〇頁。もっとも、鈴木は、美濃部擁護がなかったことについて、宮沢俊義や一木喜徳郎、金森徳次郎らの責任も問われる状況だったから、無理もないとも述べている。ただ、美濃部は、滝川事件当時、宮沢に「学者はいつも孤独なものだ。むしろ私が滝川君だったらひとりで戦うよ」と言つたという。松尾尊充

戦時期の鈴木安蔵の言動

「非常時下の知識人——京大瀧川事件の場合——」藤原彰、今井清一編『十五年戦争史① 瀧川事変』青木書店、一九八八年、一八二頁。白井茂「歴史の現場をみつめて」瀧川事件・東大編集委員会編『私たちの瀧川事件』新潮社、一九八五年、一一三頁。
 (52) 鈴木、前掲「天皇機関説論争の経緯」、二六一、二六九頁。
 (53) 鈴木安蔵「革新議會の総批判 今議會は国民の味方か」『中央公論』一九三六年六月号、一一七―一一八頁。鈴木のものとの文章はさらに批判的な言辭が重ねられているようだが、伏せ字が多く、正確にはわからない。

- (54) 鈴木安蔵「デモクラシーと我が議會政治」『中央公論』一九三六年四月号、七九頁。
 (55) 同右、八一頁。
 (56) 同右。
 (57) 同右、八六頁。
 (58) 同右、八七頁。
 (59) 鈴木、前掲「今議會は国民の味方か」、一二二―一二三頁。
 (60) 鈴木安蔵「憲法政治と独裁政治」『法律時報』九卷一号（一九三七年一月）、九頁。なお、この論文は、鈴木、前掲「憲法學三十年」に再録されている。
 (61) 鈴木、前掲「デモクラシーと我が議會政治」、八七頁。
 (62) 鈴木、前掲「今議會は国民の味方か」、一一八頁。
 (63) 鈴木、前掲「デモクラシーと我が議會政治」、八七―八九頁。ただ、彼は、「政党の無力振り」を批判して、図らずも蠟山と同様の見方を示し、そのため、政党に代わって「国民大衆の眞の利益を擁護し、その自由権を保証する」主体を見出せないでいる。同右、九〇頁。また彼が、齋藤隆夫の一九三六年五月七日の本会議での二・二六事件批判を、「齋藤氏の努力に対して敬意を表する」が、「その客観的意義を過重評価しがちである」としているのは、「以上の点と通じるだろう。彼は、「齋藤隆夫氏の軍人政治干渉排撃の演説のごと

- きも一見自由主義の復位の徴候のごとく見られるけれども、実はたまく軍首脳部自身の過激分子清算の方針と合致したからこそ可能であった」としている。鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一一七、一一〇—一二一頁。さらに彼は、社会大衆党のような無産政党も「救世主」となりえないとも指摘している。同右、一二三頁。民政党の「五日会」についても、財閥との関係は薄く、立憲主義的であるが、「国民自由権・参政権確保、強化のために闘ひ得るとは、到底期待し得ない」という。鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、一一頁。
- (64) 鈴木、前掲「デモクラシーと我が議会政治」、九〇頁。鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、一〇頁。
- (65) 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一一九頁。
- (66) 鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、一〇頁。
- (67) 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一二〇、一二二—一二三頁。
- (68) 鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、九、一二頁。
- (69) 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一二二—一二三頁。
- (70) 鈴木安蔵「日本独特の立憲政治」『中央公論』一九三七年七月号、三九—四〇頁。
- (71) 鈴木安蔵「内大臣論」『自由』一卷八号（一九三七年）、四〇頁。
- (72) 同右、四〇、四四頁。
- (73) 同右、四〇—四二頁。
- (74) 同右、四五頁。
- (75) 鈴木安蔵「若干の疑問」『改造』一九三七年九月号、五八—五九頁。
- (76) 小田切秀雄・福岡井吉編『昭和書籍／雑誌／新聞発禁年表』下(一)、明治文献、一九六七年、一一〇頁。
- (77) 鈴木安蔵「我が内閣制度の特質と将来」『改造』一九三七年十二月号、二二—二四、二八頁。
- (78) 同右、二九頁。
- (79) 同右、二九—三〇頁。
- (80) 鈴木、前掲「憲法三十年」、一四〇、一四二頁。
- (81) 同右、一四二—一四三頁。鈴木や羽仁五郎は書齋で研究に専念しているから、警視庁は黙つていたのであって、教壇に立つたなら見逃せないと、警視庁の人間が京口元吉に話したという。同右、一四〇—一四二頁。
- (82) 警保局図書課「出版警察報」一一一号（内務省警保局編）『出版警察報』三二（一一—一三号）、不二出版、一九八二年、所収。鈴木的事件が東京刑事地方裁判所検事局に送致されたのは一九三八年三月二十日であり、矢内原忠雄の出版法違反事件が同検事局に送致された四日後のことである。
- (83) 鈴木、前掲「憲法三十年」、一四四頁。ただし「尾佐竹博士は、衆議院当局にたいしては強くわたくしを擁護して、辞表を出したあてくれ」という。
- (84) 同右、一五五頁。
- (85) 「シンポジウム・鈴木憲法学をめぐって II 帝国憲法と鈴木先生」鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、所収、一〇五頁。永井憲一の発言。
- (86) 畑中繁雄「覚書昭和出版弾圧小史」図書新聞社、一九六五年、三八頁。この内示は、「単行書については、かならずしもそのかぎりではない」ということであるが、ここにあげられた人々には直接通告されなかった。
- (87) 鈴木、前掲「憲法三十年」、一五九—一六一頁。このほかに参加した人として、宮沢俊義、中野登美雄、河村又介、藤田嗣雄、稲田正次、佐藤功、田畑忍、渡辺幾治郎、堀真琴、京口元吉、岡義武、林茂、今中次鷹、吉村正、清宮四郎、田中二郎、刑部荘、大石兵太郎、土屋喬雄らがいたという。

- (88) 「かくあるべし新体制」『中央公論』一九四〇年八月号、一二九—一三〇頁。
- (89) 同右、一三四頁。
- (90) 同右、一一八、一三一—一三二頁。
- (91) 同右、一一六、一二六頁。
- (92) 同右、一一〇、一一五、一三一頁。
- (93) 鈴木安蔵「翼賛議会とは何か」『改造』一九四二年二月号、七二—七三、七六、七八—八〇、八二頁。
- (94) 宮沢俊義「大政翼賛運動の法理的性格」『改造』一九四一年一月号、一一二、一一五—一二三、一二六—一二八頁、など。宮沢は、「独裁理論の民主的扮装」『中央公論』一九三四年二月号、「独裁的政治形態の本質」『中央公論』一九三四年十一月号、で激しく独裁制を批判していたが、この「大政翼賛運動の法理的性格」と「アングロ・サクソン国家のたそがれ」『改造』一九四二年一月号、でその立場を変えた。
- (95) 鈴木安蔵「挙国的国民政治組織の法理」『政界往来』一四卷四号（一九四三年）、二二—二四頁。
- (96) 同右、二二、二四—二五頁。鈴木は、天皇の意思決定に当たり、天皇は輔弼を受けることがあるが、その選択も「天皇の御自由である」としている。この論文では、全部に徹底していないが、「天皇」や「聖旨」などの語句の前が、尊敬の念を込めて一文字開けられている。
- (97) 同右、二六頁。
- (98) 同右、二二、二五—二六頁。
- (99) 鈴木安蔵「大東亜共栄圏建設と滿支」『政界往来』一五卷三号（一九四四年）、四六頁。大東亜共栄圏建設にとって大陸が重要だということについては、鈴木安蔵「日本の大陸発展と共栄圏建設」東亜書院、一九四四年、三〇—三三頁、などでも展開されている。
- (100) 鈴木、前掲「憲法学三十年」、一七九頁。

戦時期の鈴木安蔵の言動

- (101) 同右、一七九—一八〇、一八七—一九二頁。
- (102) 同右、一七九—一八〇、一八二頁。
- (103) 渡辺、前掲報告、九—一〇頁。
- (104) 鈴木、前掲「憲法学三十年」、一八三頁。
- (105) 鈴木、前掲「日本の大陸発展と共栄圏建設」、三〇—三二頁。中国共産党への批判は、同右、三一—三三頁、で述べている。
- (106) 同右、一六二—一六四、二二〇—二二二頁。日本民族の長所について、同右、四三—四七頁、参照。
- (107) 同右、一七〇—一七一、一七五頁。
- (108) 同右、二三、二五頁。
- (109) 同右、二二四—二二七、二五五—二五七、二五九、二六二頁。
- (110) 同右、二二一、二二九—二三〇、二三四—二三五頁。
- (111) 同右、二六八—二六九頁。
- (112) 同右、二〇六、二二六—二二七頁。同右、二六〇—二六一頁、も参照。
- (113) 同右、七八—八一頁。
- (114) 同右、二七—二九、三一—三二頁。
- (115) 同右、四七—五一、五六—六三頁。
- (116) 同右、六八—六九頁。
- (117) 同右、一九、二一、二七—二八頁。
- (118) 鈴木、前掲「憲法学三十年」、二〇—二一頁。
- (119) 同右、二〇三頁。
- (120) 小林孝輔「回想の鈴木安蔵先生——その思想と行動——」鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、所収、二五九頁、は次のように述べている。「あるとき談話たまたま、その近辺（「字者らしい批判的態度を忘れ国策に同調した時期があったこと」）に及んだとき、最終的には、家族の運命を考えざるをえなかった」と洩らされた」（圈点原文）。

(121) 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一七五頁。

(122) 同右、二〇二—二〇三頁。

(123) 同右、二〇四頁。

(124) 同右、二〇五—二〇七頁。

(125) 同右、二〇八頁。

(付記) 本稿の執筆に際し、鈴木安藏氏の三女御夫妻(高木富士男・露子両氏)にお目にかかり、鈴木氏の貴重な図書の一部をお貸しいただいた。特に鈴木氏のあまり触れられたくないであろう時期の『日本の大陸発展と共栄圏建設』も拝借することができた。記して謝意を表したい。

(博士課程社会科学研究所五年)